

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年9月25日
【事業年度】	第25期(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
【会社名】	株式会社アイキューブドシステムズ
【英訳名】	i Cubed Systems, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神四丁目1番37号
【電話番号】	092-552-4358(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神四丁目1番37号
【電話番号】	092-552-4358(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (千円)	2,454,410	2,665,041	2,949,083	3,749,791	4,440,721
経常利益 (千円)	817,879	609,938	668,440	877,758	1,155,654
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	539,529	440,098	463,463	558,635	730,116
包括利益 (千円)	539,467	439,682	454,976	573,963	798,948
純資産額 (千円)	2,223,929	2,573,506	2,579,565	2,860,908	3,386,709
総資産額 (千円)	3,202,755	3,399,411	3,609,238	4,438,748	5,186,765
1株当たり純資産額 (円)	420.88	484.70	503.60	523.80	623.24
1株当たり当期純利益 (円)	102.67	83.33	87.96	109.62	149.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	100.85	82.36	87.13	108.66	147.64
自己資本比率 (%)	69.3	75.5	71.2	57.7	58.6
自己資本利益率 (%)	24.3	18.4	18.1	21.8	26.1
株価収益率 (倍)	20.7	17.7	17.2	16.8	11.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	275,503	301,117	823,344	1,014,907	1,331,245
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	208,178	484,467	616,441	36,305	393,881
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,400	98,082	452,254	564,761	282,774
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,337,409	2,055,977	1,811,066	2,224,033	2,879,263
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	99 〔10〕	123 〔15〕	157 〔17〕	197 〔22〕	221 〔26〕

(注) 1. 第21期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (千円)	2,454,410	2,665,041	2,949,083	3,267,057	3,727,060
経常利益 (千円)	822,455	603,492	705,710	849,366	1,091,688
当期純利益 (千円)	544,419	434,998	492,231	576,143	740,603
資本金 (千円)	404,412	409,787	413,018	414,068	417,209
発行済株式総数 (株)	5,274,850	5,292,350	5,303,750	5,306,750	5,311,450
純資産額 (千円)	2,226,881	2,569,606	2,614,178	2,629,765	3,119,440
総資産額 (千円)	3,204,580	3,392,880	3,636,998	3,655,967	4,395,742
1株当たり純資産額 (円)	421.81	484.66	510.95	536.36	636.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (-)	30.00 (-)	32.00 (-)	34.00 (-)	38.00 (18.00)
1株当たり当期純利益 (円)	103.60	82.36	93.42	113.05	151.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	101.76	81.41	92.54	112.06	149.76
自己資本比率 (%)	69.4	75.6	71.7	71.7	70.7
自己資本利益率 (%)	27.9	18.2	19.0	22.0	25.9
株価収益率 (倍)	20.5	17.9	16.2	16.3	11.3
配当性向 (%)	19.3	36.4	34.3	30.1	25.1
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	99 〔10〕	123 〔15〕	130 〔17〕	139 〔18〕	153 〔19〕
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース市場 250指数) (%)	46.7 (54.8)	33.2 (67.6)	34.8 (54.8)	42.7 (62.0)	40.8 (58.5)
最高株価 (円)	4,950	2,534	1,661	1,985	2,980
最低株価 (円)	1,874	1,274	1,254	1,035	1,709

- (注) 1．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
- 2．最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）におけるものであります。
- 3．第25期の1株当たり配当額には、上場5周年記念配当2円を含んでおります。

2 【沿革】

当社グループの創業者である佐々木勉は、2001年1月にITソリューションの提供を目的として個人事業を創業し、2001年9月福岡県福岡市西区において、「有限会社アイキューブドシステムズ」を設立いたしました。その後、同事業の拡大を目的として有限会社から組織変更し、「株式会社アイキューブドシステムズ」といたしました。

2010年7月には東京オフィス（現東京本社）を開設し、現在の中核事業であるライセンス販売事業（現CLOMO事業）を開始いたしました。

設立以後の事業の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2001年9月	福岡県福岡市西区に有限会社アイキューブドシステムズを設立
2004年2月	更なる事業の拡大を目的として株式会社に組織変更
2004年4月	福岡県大野城市に本社事務所を移転
2010年7月	事業の販路拡大のため東京オフィス（現東京本社）を東京都港区に新設
2010年11月	MDMサービス「CLOMO MDM」を提供開始
2011年7月	法人向けモバイルアプリシリーズ「CLOMO SECURED APPs」を提供開始
2011年12月	福岡県福岡市南区に本社事務所を移転
2015年3月	モバイル、IoTのセキュリティを強化する「センサーデータの管理機構」に関する特許を取得
2015年10月	日本マイクロソフト株式会社とモバイルデバイス/IoT市場で協業を開始
2015年10月	モバイル、IoTのセキュリティを強化する「位置情報と連動した機能制限」に関する特許を取得
2016年8月	MDMサービス「CLOMO MDM」がGoogle EMM製品に認定
2017年5月	「CLOMO MDM」「ワーク・スマート」を提供開始
2019年1月	MDMサービス「CLOMO MDM」が「Android Enterprise Recommended」を取得
2019年4月	福岡県福岡市中央区に本社事務所を移転
2020年3月	事業の販路拡大のため大阪オフィスを大阪府大阪市北区に新設
2020年7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2021年11月	福岡県福岡市中央区に株式会社アイキューブドベンチャーズ（現連結子会社）を設立
2022年1月	福岡県福岡市中央区にアイキューブド1号投資事業有限責任組合（現連結子会社）を設立
2022年4月	事業の販路拡大のため広島オフィスを広島県広島市中区に新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場へ移行
2022年7月	事業の販路拡大のため名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区に新設
2022年7月	事業の販路拡大のため札幌オフィスを北海道札幌市北区に新設
2022年9月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2022年11月	事業の販路拡大のため仙台オフィスを宮城県仙台市青葉区に新設
2024年2月	CLOMOサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録
2024年4月	ベトナムのソフトウェア開発会社「10KN COMPANY LIMITED」を株式取得により子会社化（現連結子会社）
2025年1月	ソフトウェア開発会社「ワンビ株式会社」を株式取得により子会社化（現連結子会社）

(注) 1. MDMとは

Mobile Device Management (モバイルデバイス管理)の略称であり、企業などで、社員が利用するスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末を統合的に管理するための技術、サービスです。情報漏洩対策のために遠隔でモバイル端末のロックやデータの消去を行うなどの機能を提供します。

2. EMMとは

Enterprise Mobility Management (エンタープライズモビリティ管理)の略称であり、MDMの機能に加えて端末で利用するアプリケーションの導入・管理、データやコンテンツの管理・保護の機能を提供します。

3. Android Enterprise Recommendedとは

Google LLCが主導するハードウェアとソフトウェアのプログラムです。このプログラムは、Android Enterprise (Google LLCが提供するプログラムであり、Androidのモバイル端末をビジネスで有効活用するための共通化された管理機能)だけでなく、複数の管理モードや機能、品質、管理画面や設定の実現に加え、最新で最良の技術を用いてサービスを維持・向上させる能力や実績が求められます。

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社4社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合、ワンビ株式会社、10KN COMPANY LIMITED）の計5社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業や教育、医療、官公庁など様々なビジネスシーンにおいて活用が進むモバイル端末に対し、一元的な管理・運用、業務効率化向上、セキュリティ強化などを支援するサービスを提供する「CLOMO事業」及びCVCを通じたスタートアップ投資によって当社グループの持続的な成長を目指す「投資事業」を運営しており、詳細は以下のとおりであります。なお、これらの事業区分はセグメントと同一の区分であります。

(1) CLOMO事業

CLOMO事業は、法人向けモバイル端末（iPhoneやAndroid等のスマートフォン、タブレット、モバイルPC）を、一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」を中心に、モバイル端末向けアプリケーション「CLOMO SECURED APPs」、Windows PC向けの情報漏洩対策サービス「TRUST DELETE」を開発・提供しております。

これらのサービスはクラウドを介して提供しております。クラウド上でのソフトウェア管理により多くの顧客に対応でき、ビジネス規模の拡大によるスケールメリットを享受できる収益構造となっております。また、月額や年額で定額課金するサブスクリプション型を採用しており、サービス提供開始後は解約や契約ライセンス数の減少がない限り、毎月安定した収益を積み上げることができます。この安定した収益基盤により、事業の成長を目指しております。

CLOMO事業を構成する主要なサービスの詳細は、次のとおりであります。

CLOMO MDM

CLOMO MDMは、企業や法人等が使用する多数のiPhoneやAndroid等のスマートフォン、タブレットを一元的に管理・運用するサービスであり、主な機能としては、「利用状況の監視（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」、「運用効率化（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」、「盗難/紛失時の対策（盗難/紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等を行うことができます。さらに、CLOMO MDMとセットで使用するオプションサービスについても、時流に合わせて継続的に拡充し、充実したラインナップを取り揃えております。

a サービス提供体制と強み

当社は、ソフトウェアの開発、ライセンス販売、サービス運用、プラットフォーム管理、カスタマーサポートの全てを自社で一貫してコントロールする統合的な体制を強みとしております。これにより、サービス運用やカスタマーサポートで得た知見や顧客からの要望を、新たなソフトウェア開発や既存ソフトウェアの改善に迅速に反映させることが可能であり、サービスの競争力向上を支えております。

b 販売戦略と顧客支援

当社は、主に販売パートナー（携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店等）を通じてサービスを提供しており、販売パートナーへの製品勉強会の定期開催や、当社のテクニカルコンサルタントによる商談サポートを通じて、販売活動を支援しております。

また、サービス導入後の顧客に対しては、自社による電話・メールでのお問い合わせ対応に加え、定期的な利用状況のモニタリングや、製品活用セミナーを開催することで、高い継続率と顧客満足度を維持しております。

これらの導入支援や導入後の積極的なサポート体制を評価いただき、大規模運用ユーザーも含めて業種業態を問わず採用されております。また、主要な販売パートナーである株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスのリニューアルに伴いCLOMO MDMが採用され、2022年9月よりOEM提供を開始しました。これにより、中小規模企業へのサービス導入もさらに進んでおります。

c マルチOS対応とパートナーシップ

CLOMO MDMは、Apple Inc.の「Volume Purchase Program（注1）」や「Automated Device Enrollment（注2）」に対応しており、iOSデバイスの管理・活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、Google LLCの提供する「Android Enterprise Recommended」を取得しており、「Android Enterprise Partner Program（注3）」においては4年連続でGold Partnerとして認定されております。さらに、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社と協業（重要な投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けております。）しており、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

CLOMO MDM 利用イメージ

CLOMO MDM

スマートデバイスのリモート管理・運用環境

管理者（法人システム・管理部門等）

従業員のモバイル端末



🔍 利用状況の監視

- シリアル番号
- 電話番号
- インストールアプリ
- 位置情報など

⚙️ 運用効率化

- カメラ使用禁止
- パスコードポリシー
- App Store 利用禁止など

🔒 盗難/紛失時の対策

- リモートロック
- リモートワイプ
- 紛失モード設定など

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	多種多様な大量のモバイル端末を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「利用状況の監視」「運用効率化」「盗難/紛失時の対策」を、モバイル端末、アプリケーション、情報コンテンツのそれぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。 CLOMO MDMは、iOS、Android、macOS、WindowsOS、ChromeOSで動く端末に対応しております。
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	様々なOSやモバイル端末に対応した、企業専用の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供しております。 CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」等を行うことで、企業の管理者が利用者に対して業務利用アプリ（業務利用アプリの例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を効率的に配布、管理できるサービスです。
3. CLOMO オプションサービス	CLOMO MDMをさらに安心・便利に利用するための各種オプションサービスです。主に、モバイル端末の活用における様々なリスクを防ぐためのハイエンドセキュリティオプションサービスや、企業の管理者に対してモバイル端末の管理負担を軽減するための支援サービスを提供しております。 主な製品は下記のとおりです。 ・CLOMO アドバンスドワイプ secured by TRUST DELETE（情報漏洩対策） ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（デバイス証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（持ち出し対策） ・CLOMO HOME（Android ホーム画面作成） ・CLOMO リモートデスクトップ powered by TeamViewer（リモートアクセス） ・Harmony Mobile（モバイルセキュリティソリューション） ・Trend Vision One Mobile Security（サイバーセキュリティ対策） ・キittingサービス（キitting作業を代行） ・サポートチケット（導入・運用のサポート） ・運用代行サービス（CLOMO MDMの運用代行） ・リモートオペレーションサービス（24時間365日、紛失時の対応） ・オンボーディングサービス（初期設定から運用開始までを一貫して支援）

CLOMO SECURED APPs

近年のDX（デジタルトランスフォーメーション）化に伴い、業種業態を問わず様々なビジネスシーンでモバイル端末の活用が進む中、モバイル端末自体の管理に留まらず、企業が業務上で使用するアプリケーションに対しても、顧客情報や機密情報の流出を防ぐための高いセキュリティ要件が求められております。

CLOMO SECURED APPsは、セキュリティとアプリケーションの使い勝手の良さを両立させることでモバイル端末の活用を支援する、企業向けのモバイルアプリケーションです。具体的には、ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しており、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティ要件を満たしながら、個人向けアプリケーションと同様の使い勝手を実現しております。

製品ラインナップと特徴

 CLOMO Secured Browser 業務外サイトの閲覧制御が可能なブラウザアプリ iOS Android	 業務外サイトや危険なサイトの閲覧を制限	 WEB閲覧データを残さないキャッシュ保持制限機能	 私的利用を抑制するための操作・閲覧ログの収集
 CLOMO Secured Mailer 社外秘のメールデータを強固に守る安全なメールアプリ iOS Android	 プライベートのメールアドレス登録を制限	 メールデータを残さないキャッシュ保持制限機能	 添付ファイルの不正利用を防ぐ他アプリとのファイル連携禁止
 CLOMO Secured Calendar 社外秘の商談予定も安全に共有できるカレンダーアプリ iOS Android	 社内やグループの共有イベントを配布・管理	 Exchange等との連携で、利用中のカレンダー情報を有効活用	 組織毎に共有カレンダー情報の閲覧権限を付与可能
 CLOMO Secured Contacts 重要な連絡先情報を保護する共有アドレス帳アプリ iOS Android	 閲覧権限を設定し、共有連絡先情報を社内に配布	 Exchange等との連携で、利用中のアドレス帳情報を有効活用	 連絡先情報の不正利用を防ぐ他アプリとのファイル連携禁止
 CLOMO Secured Docs 機密情報のファイルコピーを防ぐ安全なドキュメント共有アプリ iOS Android Kindle Fire	 常に最新の状態で多種多様なファイルを共有	 グループごとにファイル閲覧権限を設定	 機密情報の漏えいに繋がる他アプリとのファイル連携を禁止

製品・サービス名	概要
4. CLOMO SECURED APPs	ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応しており、MDMとセットでの活用はもちろん、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しております。

TRUST DELETE

TRUST DELETEは、子会社であるワンピ株式会社が提供する、Windows PCの紛失・盗難に備える情報漏洩対策ソリューションです。リモートワークの普及等で、業務用のWindows PCを社外へ持ち出す機会が増加する中、企業においては個人情報や業務情報などの会社資産の保護・漏洩防止に対する意識が高まっております。

TRUST DELETEは、電源が入っていない端末やインターネットに接続できないオフライン環境の端末に対しても、遠隔からデータ消去を実行できる機能を備えております。また、データ消去は、NIST（米国国立標準技術研究所）が策定したガイドラインに準拠しており、データの復元が極めて困難な消去を実現しております。お客様が安心してパソコンを持ち出して活用できる環境を実現することで、テレワークやモバイルワークの推進など、お客様の事業活動の活性化に貢献しております。

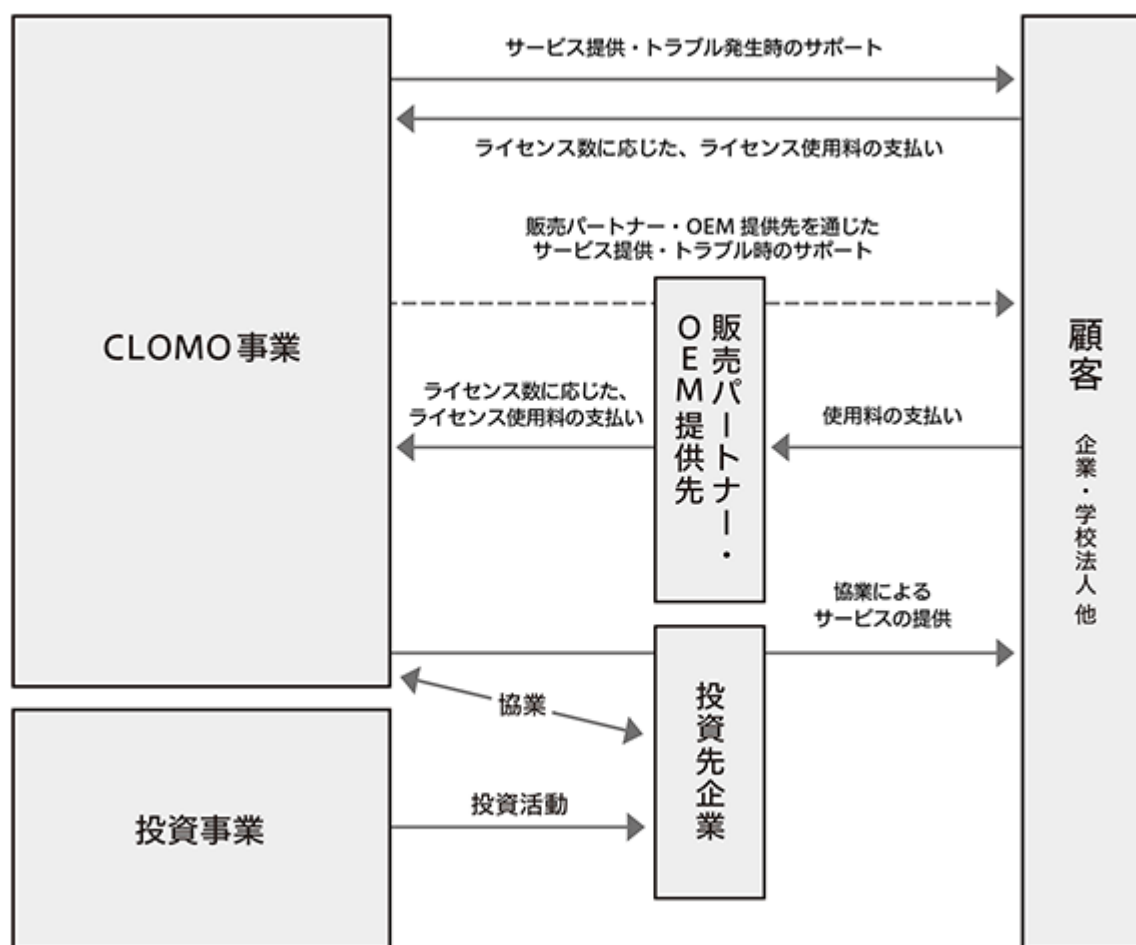
製品・サービス名	概要
5. TRUST DELETE	Windows PCの紛失・盗難時に遠隔ロックやデータ消去を実行することで、情報漏洩や不正利用を防止するサービスです。また、廃却・返却時のデータ消去にも活用することが可能であり、消去した際のステータスレポートの発行にも対応しております。

(2) 投資事業

投資事業では、当社グループの持続的な成長を実現するべく、ベンチャーキャピタル子会社である「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を通じて「アイキューブド1号投資事業有限責任組合」を設立し、スタートアップ投資を行っております。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社グループの事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企業や、当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業についても投資対象としており、この投資活動により世の中にイノベーションの連鎖を創出し、新たな価値創造への挑戦に貢献することを目指しております。

〔事業系統図〕

当社グループの主要な事業系統図は以下のとおりです。



- (注) 1. Apple Inc.が提供する、App Storeアプリの一括購入プログラムです。企業などの組織がアプリを一括購入して組織内のユーザーに簡単に配布でき、アプリの割り当て後も所有権は管理者が保持しているので、必要に応じて取り消しや再割り当てが可能となり、対象のデバイスが10台でも、1万台でも、iPhone、iPad、Mac、Apple TVの管理が容易にできるようになります。
2. Apple Inc.が提供する、新規に購入したモバイル端末をMDMサービスの管理下へ配置する作業を自動化するプログラムです。設定中のモバイル端末を監視するために、実際に管理者がモバイル端末に触れなくとも構成できるようになり、初期設定の手順が簡素化されます。
3. Google LLCが提供するプログラムで、パートナー企業によるAndroid Enterpriseの仕様に則した製品やサービス、ソリューションの開発、販売などの支援を目的としております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイキュー ブドベンチャーズ	福岡県福岡市 中央区	10,000 千円	投資事業、投資事業組 合の運用、投資先支援 等	(所有) 100.0%	役員兼任3名 (注)4
アイキューブド1号 投資事業有限責任組 合(注)1、2	福岡県福岡市 中央区	700,000 千円	投資事業	(所有) 99.0% 〔1.0〕	-
ワンピ株式会社 (注)1、3	東京都新宿区	67,000 千円	Windows PC向け情報漏 洩対策サービスの開 発・提供	(所有) 53.9%	製品の仕入 役員兼任1名 (注)4
10KN COMPANY LIMITED	ベトナム ハノイ市	3,517,335 千VND	ソフトウェアの受託開 発事業	(所有) 100.0%	ソフトウェア開発 業務委託

(注)1. 特定子会社であります。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔 〕は、間接所有割合で内数であります。なお、投資事業有限責任組合に対する出資割合を記載しております。

3. ワンピ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	584,427千円
	経常利益	170,562 〃
	当期純利益	113,164 〃
	純資産額	531,933 〃
	総資産額	1,038,485 〃

4. 役員の兼任に関しては、提出日現在の人数であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは当社及び連結子会社4社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合、ワンビ株式会社、10KN COMPANY LIMITED）の計5社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの主軸事業である、CLOMO事業の導入法人数（CLOMOを導入している企業や、学校や官公庁などの公的機関の組織数）、ライセンス継続率を経営指標としております。CLOMO事業のサービスのうち「その他」に該当するものについては経営指標の算出に含めておりません。

(3) 経営環境と経営戦略

当社グループの事業環境としては、国内においてDXを推進する動きが継続しており、IT投資は堅調に推移すると見込まれます。また、近年ではAIの業務活用に向けた取り組みも広がっており、企業における業務端末の重要性は一層高まっております。加えて、サイバー攻撃の脅威が増大する中で、企業や官公庁におけるセキュリティ意識の向上は、当社グループの主軸であるCLOMO事業にとって大きな追い風になると認識しております。

このような環境下、CLOMO事業が属するMDM市場は、2025年に195億円（前年比8.0%増）、2029年までに262億円まで成長する見通し（注1）であり、引き続き安定した成長が期待されます。具体的には、企業や医療機関において、スマートフォンやタブレット等の業務利用が拡大しているほか、官公庁においても自治体DXの進展によりモバイル端末の管理需要が増加しております。さらに、PC資産管理ソフトウェアについては従来のオンプレミス型からSaaS型への移行が進み、モバイル端末とPCの統合管理の需要が増加しております。このように、CLOMO事業はMDM市場における成長機会に加えて、エンドポイント管理市場にも事業領域を拡大しており、十分な開拓余地があると考えております。

当社グループは、これらの好機を確実な成長につなげるため、各市場に特化したアプローチを推進してまいります。医療機関に対しては、高い市場シェアと豊富な導入実績を強みとして、専門展示会への出展や各種マーケティング活動を通じたさらなる顧客開拓を進めてまいります。官公庁に対しては、高い市場シェアと政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）登録サービスとしての信頼性や、ガバメントライセンス（注2）による価格訴求力を強みとして、引き続き導入拡大に取り組んでまいります。

また、OEM提供先である株式会社NTTドコモにおいて、当社がOEMを提供する「あんしんマネージャーNEXT」の新規顧客獲得が進んでおり、2027年6月期においては、2026年6月期に獲得した契約の積み上がりによるストック収益が通年で寄与することによりさらなる売上成長を見込んでおります。引き続き、同社との連携を強化し、新規顧客の獲得による顧客基盤の拡大にも取り組んでまいります。

グループ価値の最大化に向けた取り組みにおいては、子会社であるワンビ株式会社とのシナジーを創出するべく、同社が開発・提供するWindows PC向けセキュリティサービスのクロスセルを本格的に推進してまいります。また、同社が有する技術・ノウハウを活用し、Windows PC向け機能の強化を図ることで、モバイル端末とPCを統合的に管理するニーズへの対応を進める方針です。

(注) 1．出典 デロイト トーマツ ミック経済研究所「コラボレーション・モバイル管理ソフトの市場展望 2025年度版（<https://mic-r.co.jp/mr/03500/>）」2025年度市場規模・2029年度市場規模予測。

2．当社が指定する行政機関や公的機関に対して「CLOMO MDM」のライセンスを特別価格にて提供するものです。

(4) 当社グループの対処すべき課題

エンドポイント管理市場の拡大と顧客ニーズの高度化への対応

CLOMO事業は、法人等で業務利用されるモバイル端末の管理（MDM）を中核として事業を展開しておりますが、近年はスマートフォンやタブレットに加え、PCや業務専用端末などを含むエンドポイント全体の管理へと市場が拡大しております。また、情報セキュリティ対策の高度化や運用効率化へのニーズの高まりを背景に、顧客が求める管理機能や提供価値も多様化しております。

このような事業環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するためには、モバイル端末管理で培ってきた技術力や顧客基盤を活かし、PCを含む幅広い管理対象への対応や、運用支援サービス、セキュリティ機能などの提供価値を継続的に拡充していくことが重要な課題であると認識しております。当社グループは、グループ会社との連携による製品開発力や販売体制の強化に加え、OSベンダーや販売パートナーとの連携を推進することで、多様化する顧客ニーズに対応したサービス提供体制を構築してまいります。

また、提供価値の向上を通じて既存顧客への提案領域を拡大し、顧客当たり売上の向上と継続的な競争優位性の確立に取り組んでまいります。

開発体制の強化

今後のさらなる事業拡大に向けては、多様化する顧客ニーズへ迅速に対応し、新たなサービスや機能の開発を継続していくことが重要であると認識しております。そのためには、開発人材の確保・育成に加え、開発プロセスの高度化による生産性向上など、開発体制を継続的に強化していくことが重要な課題であると考えております。

当社グループでは、優秀なエンジニアの採用・育成に継続して取り組むとともに、社内外の技術交流や研修への参加を通じて技術力の向上を図ってまいります。また、AIをはじめとする新たな技術も積極的に活用し、開発プロセスの自動化や品質向上、開発生産性の向上に取り組んでまいります。

さらに、グループ会社や外部リソースとの連携に加え、M&Aも活用しながら、中長期的な開発力の強化に取り組んでまいります。

サービス品質及びセキュリティ体制の強化

当社グループが提供するサービスにおいては、高い品質と安定性を維持するとともに、情報セキュリティ対策を強化することが重要であると認識しております。企業におけるDXの進展やサイバー攻撃の高度化を背景に、顧客から求められるサービス品質やセキュリティ水準は年々高まっております。

このような中、当社グループでは、品質保証プロセスの改善やテスト体制の強化を通じて、サービス品質の向上に取り組んでおります。また、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」への登録をはじめ、高いセキュリティ水準を維持するとともに、安定したサービス提供体制の構築に努めてまいります。

今後も、品質及びセキュリティ体制の強化を通じて、安心して利用できるサービスを提供し、顧客満足度向上に取り組んでまいります。

顧客支援体制の強化

CLOMO事業はサブスクリプション型のビジネスモデルであり、継続的な事業成長のためには、高いライセンス継続率を維持するとともに、顧客との長期的な関係を構築することが重要であると認識しております。そのため、サポート体制及び活用支援体制の充実が重要な課題であると考えております。

当社グループでは、自社による電話・メールでのお問い合わせ対応に加え、定期的な面談やセミナーの開催などを通じて、顧客の課題解決や製品・サービスの活用促進を支援しております。これらの取り組みを通じて、顧客満足度の向上やライセンス継続率の維持・向上に加え、新たなサービスの提案機会の創出にも努めてまいります。

一方で、顧客数の増加に伴い、サポート業務の効率化も重要な課題となっております。今後は、操作マニュアルやレクチャー動画の充実に加え、AIを活用したチャットボットなどを導入し、サービス品質を維持しながら、効率的で持続可能な顧客支援体制の構築を進めてまいります。

事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、CLOMO事業を中心に安定した事業基盤を構築しておりますが、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、既存事業の競争力を維持・強化するとともに、その周辺領域への事業展開や新たな事業機会の創出を通じて、事業ポートフォリオを継続的に拡充していくことが重要な課題であると認識しております。

このような中、当社グループは、グループ会社との連携を通じて、エンドポイント管理領域や導入・運用支援サービスなど、CLOMO事業との親和性が高い領域への展開を進め、顧客に対してより幅広い価値を提供できる事業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、これまでの投資活動等を通じて培ったネットワークや知見も活用しながら、当社グループとのシナジーを重視したM&Aや資本業務提携、新規事業の創出に積極的に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げており、様々な挑戦を楽しみながら取り組み、また同時に、挑戦を楽しむ人や組織を支えることで、笑顔あふれる社会の実現に貢献いたします。サステナビリティに関する取り組みについても、この挑戦の一つと捉えております。当社グループを取り巻く事業環境や経営状況を踏まえ、適切な時期に、ステークホルダーの皆様と連携しながら、持続可能な社会への貢献に取り組んでまいります。



(1) ガバナンス

当社グループは、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上に向け、2023年6月にサステナビリティ方針を策定しております。当社グループのサステナビリティに関する取り組みについて経営会議等で協議された内容の報告を取締役会が受け、当該施策について、取締役会において審議・監督を行っております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、次のとおりであります。

人材の多様性

当社グループは、多様性を踏まえた人材の活用が持続的成長に不可欠であると考えており、性別・国籍・年齢・価値観・ライフスタイル等の多様なバックグラウンドや個性を持つ人材の採用と、多様かつ挑戦的なカルチャーの醸成を通じて、全ての従業員が尊重され、能力を最大限に発揮できる組織を目指しております。

また近年では、性別による賃金格差をはじめとする不公平な競争環境の是正に対する社会的関心が高まっており、当社グループにおいてもダイバーシティ＆インクルージョンに加え、公平性（Equity）の視点を取り入れています。さらに、組織における居心地や心理的安全性等の帰属意識（Belonging）が、従業員のパフォーマンス向上に繋がることから、従来の「D&Iミーティング」を発展させ、EquityやBelongingの視点も取り入れた「DEIBミーティング」を定期的に開催しております。

人材の育成

当社グループの競争力の源泉は人材であるという認識のもと、様々な人材育成施策に取り組んでおります。具体的には、従業員一人ひとりのキャリア形成を支援することを目的に、新卒社員向け研修、階層別研修、マネージャー育成プログラム、所属部門によるOJT等を実施しております。さらに、自律的なキャリア形成をサポートするため、eラーニングを導入し、従業員自ら積極的に学べる環境を提供しております。

また、当社グループのエンジニアが専門的な知識を幅広く習得し、かつ、能力向上の動機づけに繋げることを目的として、国内外の技術カンファレンスに積極的に参加できる機会を提供しております。

社内環境整備

当社グループにおいては、従業員一人ひとりが働きがいを持ち、安心して働き続けることができる職場環境を整備しております。具体的には、フルフレックスタイム制や状況に応じたテレワークの活用など、従業員一人ひとりの生活スタイルに応じたワークライフバランスを実現させることができるよう、さまざまな仕組みづくりに努めております。

さらに、当期においては、産前産後休業・育児休業の対象となった社員の100%が産前産後休業・育児休業を取得しており、男性社員も育児休業を取得するなど、性別に関係なく制度を活用できる環境を整えております。

また、従業員の健康の維持・増進にも注力しており、各種検査費用の補助、オフィスや自宅での軽い運動イベント（オフィストレーニング）の実施、コミュニケーション機会の創出を含めたアウトドアイベント等、健康促進を目的とした独自の施策を実施することで、心身ともに健やかに働ける環境作りを推進しております。

(3) リスク管理

当社グループにおける全社的なリスク管理は、事業活動に伴い発生する可能性がある経営上のリスクについて、リスクを可視化し、当社グループに発生するあらゆるリスクを統合的・包括的・戦略的に把握・評価・最適化し、価値最大化を図るリスクマネジメント手法で行っており、リスク管理担当部門より四半期ごとに取締役会へ報告しております。サステナビリティに関するリスクについても、その他のリスクと同様に、当該手法で管理しております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記(2)戦略において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
全労働者に占める女性労働者の割合	2027年6月まで40%以上の水準を維持	43.8%
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	2027年6月まで20%以上の水準を維持	20.0%
全労働者に占める外国籍労働者の割合	2027年6月まで10%以上の水準を維持	11.7%
男性労働者育児休業取得率	2027年6月まで50%以上の水準を維持	100.0%
一人あたり1か月の平均時間外労働時間	2027年6月まで10時間未満の水準を維持	4.7時間

なお、当社においては関連する指標のデータ管理とともに具体的な取り組みが行われているものの、当社グループに属する全ての会社では行われていないため、当社グループにおける記載が困難であります。このため、指標に関する目標及び実績は、提出会社のものを記載しております。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場動向と主軸事業、事業環境の変化について

当社グループの主軸事業であるCLOMO事業は、サブスクリプション型のクラウドサービスとして、法人等で業務利用されるモバイル端末やPC等を管理するためのサービスを提供しております。

当該事業を取り巻く市場は、モバイル端末の管理を中心に拡大してまいりましたが、近年はPCを含む幅広い端末管理領域へと拡大するとともに、情報セキュリティ対策や運用支援に対するニーズも高まっております。一方で、国内外の経済情勢や顧客企業のIT投資動向に加え、AIをはじめとする新たな技術の進展や顧客ニーズ、競争環境の変化など、事業環境は今後も大きく変化していく可能性があります。当社グループがこれらの変化へ適切に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定取引先への依存について

主軸事業であるCLOMO事業の販売チャネルとしては、携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店を通じての取引が多く、販売先の上位グループ会社による売上が売上高の47.3%（2026年6月期実績）を占めております。当該販売パートナーとは良好な関係を築いておりますが、販売パートナーの予期せぬ販売方針の変更や当社グループが原因となる重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定事業への依存について

当社グループはCLOMO事業及び投資事業を展開しておりますが、投資事業については、2022年から新たに開始した事業であり、さらに投資先の事業進捗に応じて投資収益の発生時期が左右されるため、継続的な安定した収益の創出には至っておりません。そのため、CLOMO事業が属する市場の成長が想定通り進まない場合、又は当社グループが事業環境の変化に適切に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。一方で、(4)に記載のとおり、当社グループは収益源の多様化のため、新規事業を展開する方針であり、代替となる収益基盤の構築を進めてまいります。

(4) 新規事業について

当社グループはCLOMO事業を主軸事業としておりますが、収益源の多様化のため、リスクを慎重に検討しつつ、新規事業を展開する方針です。新規事業の開発あるいは収益化が計画通りに進まない場合、減損損失の計上が必要になる等、投資を回収できなくなる可能性があります。また、新規事業の内容によっては、事業固有のリスクが加わる場合があります。これらの新規事業の内容あるいは進捗状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) エンドユーザーによるモバイル端末切り替えに伴う解約について

主軸事業であるCLOMO事業においては、携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店によるモバイル端末販売と合わせて、顧客企業であるエンドユーザーと契約を行うため、エンドユーザーと携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店の関係悪化等の要因により、エンドユーザーが他社の販売するモバイル端末に切り替える場合に、当社グループによる関与が及ばない状態で、契約を解約される可能性があります。予算及び経営計画において、将来の解約を見込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクの対応策として、顧客の問い合わせを迅速に解決する手厚いサポート体制を構築しております。さらに、顧客との関係性強化に向けた定期的な面談や、CLOMO MDMの活用について学べるステップアップセミナーを実施しており、これらのサポート活動及びカスタマーサクセス活動を通じて、モバイル端末を切り替えた場合においても、継続して製品を利用していただけるよう取り組んでおります。

(6) 競合等について

CLOMO事業の事業領域において、新規参入や他社との競合により、価格競争が激化し、想定した単価で契約ができない場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはApple Inc.やGoogle LLC、Microsoft Corporation等といった、いわゆるプラットフォームの提供するOSやインフラを利用して、CLOMOサービスを提供しております。これらのプラットフォームは自社でもモバイル端末の管理に関連するサービスを提供しておりますが、当社グループに対する料金体系や利用上の制約を変更した場合、あるいは当社グループに対するサービス提供を停止した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、プラットフォームや販売パートナーとの連携を強化するとともに、サービス機能の拡充や事業領域の拡大を進めることで、競争力の維持・向上に取り組んでおります。

(7) 情報セキュリティ及び情報漏洩について

当社グループは、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っております。当社グループは、情報システム管理規程を策定し、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施するなど、情報管理の徹底に努めております。また、統合脅威管理機能を持つシステムの利用、社外専門家からのチェック、さらに「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」への登録審査などを通じて、情報セキュリティ体制の強化を行っております。

しかしながら、外部からのサイバー攻撃、従業員の過失による重要データの消去や従業員による不正取得の可能性のほか、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社グループは、第三者との間で将来の業績に影響を及ぼすような重大な訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。しかしながら、事業活動を展開する中で、知的財産権、環境、労務等、様々な訴訟の対象となるリスクがあり、将来の業績に大きな影響を及ぼすことが危惧される重大な訴訟が提起された場合や訴訟の結果によっては当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、事業活動の遂行に際し、内部統制の充実やコンプライアンスの強化に努めております。

また、当社グループでは、事業展開にあたり知的財産権に関する訴訟を未然に防ぐため、特許事務所を通じた知的財産権の特許調査を実施しており、当社グループの技術等が他社の知的財産権に抵触しているという事実は認識しておりません。しかしながら、当社グループの業務に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、知的財産権侵害として損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムダウン、システム障害について

当社グループは、Apple Inc.やGoogle LLC、Microsoft Corporation等のクラウドサービスを利用してインターネット上でサービスを提供しております。したがって、自然災害や事故によるインターネット通信網の損傷や予期せぬアクセス急増に伴うサーバーダウンに起因して、当社グループのサービス提供に支障が生じる場合があります。そのような事態となった場合、エンドユーザーへの補償等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、分散バックアップデータを元に、早急に障害等から復旧する体制の強化を行ってまいります。

(10) 内部管理体制及びコンプライアンスについて

当社グループは、業務の適正性、財務諸表の信頼性確保のため、内部統制システムの適切な運用を行っております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスに関する規程を整備・充実するとともに、従業員への研修など啓蒙活動を継続的に実施し、法令遵守に取り組んでおります。しかしながら、故意あるいは想定し得ない重大なコンプライアンス違反や法令違反があった場合、当社グループの社会的信用が低下し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社グループは小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後の事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策

が適時適切に進行しなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、急激な社員増加に対応しきれない場合や、退職が続出するような場合には、事業計画が想定通り進捗せず、長期的な競争力の低下あるいは機会損失が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社グループの創業者であり、代表取締役執行役員社長 CEOである佐々木勉は、当社設立以来、経営方針や戦略の立案・実行、システム開発を推進し、当社グループを強いリーダーシップで牽引してきました。当社グループの保有する知的財産権のほとんどは同氏が手がけたものです。当社グループは各部門のリーダーに権限委譲し、安定的な経営体制を構築しておりますが、同氏に不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人材確保について

当社グループは、業容拡大に伴う適切な人材確保が必要であると考えており、主にソフトウェア開発等に高度な技術スキルを有する人材の確保を必要としております。しかしながら、人材の確保が順調に進まない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は89,980株であり、発行済株式総数5,311,450株の1.69%に相当しております。

(15) 研究開発費について

当社グループは受託開発ではなく、自社で開発した技術をライセンス提供するというビジネスモデルを展開しており、その根幹を支える研究開発に多くの予算を投入していく予定であります。研究開発は、調査やレポートをもとに、利用者のニーズや競合他社の動向等を予測のうえ、方針を決定しておりますが、予測が大きく外れた場合や、研究開発に係る方針を転換しなければならない場合には、投下した資金を回収できず、また事業の展開が遅延することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 投資事業について

当社グループは新たな収益源の創出のため、当社グループの事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業、当社グループが本社を置く九州の地で活動している企業を対象に投資を実施しております。投資先の事業の状況によっては、保有有価証券の評価損が発生し、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、投資対象の株式等について取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性や投資資金を回収できない可能性があります。

(17) 海外子会社について

当社グループは、ベトナムに拠点を置くソフトウェア開発会社を海外子会社として有しており、現地で受託開発事業を営むほか、親会社の開発業務を一部委託しております。したがって、ベトナムの政治・経済・法規制等の変化、戦争・テロ等の社会的混乱や予期し得ない労働環境の急激な変化などが生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当連結会計年度において当該子会社が当社グループ全体の売上にも占める割合は限定的であり、本リスクが顕在化した場合に与える影響は軽微と見込んでおります。

(18) 為替の変動について

当社グループの主軸事業であるCLOMO事業は、クラウドを利用してSaaSの形態で企業向けにMDMサービスを提供しており、売上原価にはクラウドサービスの利用料が含まれております。これらの利用料は主に米ドル建てで支払っているため、急激に円安が進行した場合には売上原価が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはベトナムに拠点を置く海外子会社を有しており、当該子会社の財務諸表を円貨に換算する際に、為替変動により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当社グループは、パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループの事業展開としては、企業、教育、医療機関、行政機関などで活用されるモバイル端末の一元管理・運用を行うモバイル端末管理ソフトウェアサービスを提供する「CLOMO事業」を主軸としております。近年はDXの進展を背景に、従来のモバイル端末管理に加え、PCや業務専用端末を含むエンドポイント管理市場へも事業領域を拡大しており、2025年1月にはWindows PC向け情報漏洩対策ソリューションを開発・提供するワンビ株式会社を子会社化するなど、サービスポートフォリオの拡充も進めております。また、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じた投資活動により、グループの持続的成長とスタートアップ企業の新たな価値創造を支える「投資事業」を運営しております。さらに、当社グループの新たな市場領域への進出及び収益源の創出を図るべく、M&Aを通じた新事業開発にも積極的に取り組んでおります。

株主還元につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施に加えて、株主優待制度を導入しております。当連結会計年度においては、1株当たり中間配当18円を実施し、期末配当18円に加え、上場5周年記念配当2円を実施することを決定いたしました。これにより、1株当たり年間配当は38円となりました。

当連結会計年度の経営成績の状況について、売上高は、CLOMO事業において既存顧客の利用拡大（ライセンス数の増加）が進展したことに加え、株式会社NTTドコモが提供するMDMサービス「あんしんマネージャー」のサービス提供終了（2026年3月）に伴い、当社が同社へOEM提供する「あんしんマネージャーNEXT（注1）」への移行需要を着実に取り込んだことにより、前年同期比で増加しました。

売上原価は、ソフトウェアのリリースタイミングの影響により減価償却費が減少したことから、前年同期比で減少しました。販売費及び一般管理費については、グループの拡大に伴う人件費やのれん償却費の増加に加えて、人員増強に向けた人材採用費の増加や、サービス認知度向上に向けた広告宣伝費の増加などにより、前年同期比で増加しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,440,721千円（前年同期比18.4%増）、営業利益1,170,442千円（前年同期比29.3%増）、経常利益1,155,654千円（前年同期比31.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益730,116千円（前年同期比30.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

CLOMO事業

CLOMO事業においては、2010年から提供を開始したモバイル端末管理ソフトウェアサービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」（以下、CLOMOサービスとする。）を事業の主軸に、クラウドを利用したB to Bサービスをサブスクリプションの形で提供しており、2025年12月に公表されたMDM市場（自社ブランド）シェアにおいて、2011年度から15年連続でシェアNo. 1を達成しました（注2）。さらに、CLOMOサービスは2024年2月に「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）（注3）」に登録され、政府が求める高いセキュリティ水準をクリアしたサービスとして認められております。

当連結会計年度においては、引き続き、既存及び新規の販売パートナーとの連携を強化しました。既存の販売パートナーに対しては、業界動向に関する情報交換や製品知識のアップデートを目的としたパートナー会をエリアごとに定期開催するなど、対面でのコミュニケーションを促進し、関係強化を図りました。また、医療・官公庁市場やエンドポイント管理市場における販売体制の強化に向けて、新たな販売パートナーの開拓を進め、販売網の拡大に取り組みしました。このような取り組みの結果、自社ブランド製品であるCLOMO MDMの販売に加え、株式会社NTTドコモが提供するMDM「あんしんマネージャーNEXT」へのOEM提供を通じた新規顧客の獲得が進み、着実に顧客基盤が拡大しました。

マーケティング活動においては、業務のデジタル化が進む医療・官公庁市場をターゲットとした取り組みを推進し、イベント出展や導入事例の発信を通じて認知度向上に努めました。その結果、2026年6月には、医療分野及び官公庁などの公共分野においてシェアNo. 1（注4）を獲得しました。

CLOMO事業の売上拡大に向けては、顧客基盤の拡大に加えてARPU（注5）の向上が重要であるため、オプショ

ンサービスの拡充戦略を推進しました。具体的には、セキュリティ対策製品や運用支援サービスなど、MDMの周辺サービスをラインナップし、クロスセルを通じたARPUの向上に取り組みました。その一環として、2025年12月には、トレンドマイクロ株式会社が開発するモバイルセキュリティソリューション「Trend Vision One Mobile Security」の提供を開始し、モバイルセキュリティ領域における提供価値の向上を図りました。

エンドポイント管理市場への進出に向けた取り組みにおいては、CLOMOサービスのWindows PC向け機能を拡充したほか、2025年1月に子会社化したワンビ株式会社との連携強化を進めました。同社との販路共有を開始したことで、当社グループのモバイル端末向け販売網を活用した同社製品の展開に加え、同社が有するPC向け販売網を活用したCLOMOサービスの提案機会が拡大しました。さらに、当社グループの技術基盤や運用ノウハウを活用したサービス連携を進め、2025年12月より「CLOMO アドバンスドワイブ secured by TRUST DELETE」の提供を開始しました。これは、総務省のガイドライン（注6）に準拠したデータ消去機能を提供し、Windows PCを中心とした業務環境における情報セキュリティの強化を実現するものです。引き続き、Windows PC向けサービスの強化に加え、販路共有による顧客基盤の拡大を図りながら、CLOMO事業のさらなる成長を目指してまいります。

これらの取り組みにより、導入法人数（注7）は10,718社（前連結会計年度末に比べ2,098社、24.3%増）に達しました。

この結果、売上高は4,440,721千円（前年同期比22.4%増）、営業利益は1,260,400千円（前年同期比35.5%増）となりました。

なお、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	3,467,953千円
CLOMO SECURED APPs	売上高	158,723千円
その他	売上高	814,043千円

（注）従来、「TRUST DELETE」に含めておりました売上高は、より適切な表示を目的としてサービス提供形態に基づく区分の見直しを行い、当連結会計年度より「CLOMO MDM」及び「その他」へ組み替えて表示しております。具体的には、CLOMO MDMのオプションサービスである「CLOMO アドバンスドワイブ secured by TRUST DELETE」を「CLOMO MDM」へ、それ以外のサービスを「その他」へ区分しております。

投資事業

投資事業では、ベンチャーキャピタル子会社である株式会社アイキューブドベンチャーズを通じてアイキューブド1号投資事業有限責任組合を設立し、CVCとして投資活動を推進しております。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業及び当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業としており、当連結会計年度末時点の累計投資社数は9社となっております。

この結果、売上高は - 千円（前年同期は120,991千円）、営業損失は89,958千円（前年同期は営業損失25,198千円）となりました。

- （注）1．株式会社NTTドコモが提供しているモバイル端末管理サービスです。主に、社員・生徒に貸与したモバイル端末に対して紛失・盗難時に有効な「ロック/初期化」機能や、「カメラ制御」「利用可能アプリの制限」などのセキュリティ機能、「アプリ配信」などのデバイス管理業務効率化機能を備えております。
- 2．出典 デロイト トーマツ ミック経済研究所「コラボレーション/コンテンツ・モバイル管理パッケージソフトの市場展望（<https://mic-r.co.jp/mr/00755/>）」2011～2013年度出荷金額、「MDM自社ブランド市場（ミックITリポート12月号：<https://mic-r.co.jp/micit/2025/>）」2014～2024年度出荷金額・2025年度出荷金額予測。
- 3．政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、円滑に導入できることを目的とした制度です。本制度は「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（2020年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター・デジタル庁・総務省・経済産業省が運営しております。
- 4．出典 医療分野：株式会社テクノ・システム・リサーチ「2026年版 エンドポイント管理市場のマーケティング分析」、2025年度モバイル管理ソフトウェア・SaaS市場 業種別メーカーシェア（金額ベース/数量ベース）。公共分野：デロイト トーマツ ミック経済研究所「コラボレーション・モバイル管理ソフトの市場展望 2025年度版（2025年8月発刊）」公益事業向けMDM売上高推移、業種別

MDM・ベンダー売上高・シェア（2024年度実績・2025年度見込）。なお、いずれも自社ブランド/OEM
両方の数字が含まれております。

- 5 . Average Revenue Per Userの略称であり、導入法人数当たりの平均月間単価。
- 6 . 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン。
- 7 . 導入法人数の集計において、CLOMO事業のサービスのうち「その他」に該当するものについては含めておりません。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における財政状態については次のとおりであります。

(資産)

総資産は5,186,765千円となり、前連結会計年度末に比べ748,017千円の増加となりました。これは主に、のれんが75,942千円、ソフトウェアが50,846千円、営業投資有価証券が39,794千円それぞれ減少した一方で、現金及び預金が700,475千円、ソフトウェア仮勘定が134,011千円、売掛金が78,803千円それぞれ増加したことによるものです。

(負債)

負債は1,800,056千円となり、前連結会計年度末に比べ222,215千円の増加となりました。これは主に、繰延税金負債が13,172千円減少した一方で、その他流動負債が67,635千円、未払法人税等が54,075千円、契約負債が38,045千円、買掛金が35,036千円、賞与引当金が31,696千円それぞれ増加したことによるものです。

(純資産)

純資産は3,386,709千円となり、前連結会計年度末に比べ525,801千円の増加となりました。これは主に、剰余金の配当に伴い利益剰余金が254,174千円減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴い利益剰余金が730,116千円、非支配株主持分が41,406千円それぞれ増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は58.6%（前連結会計年度末は57.7%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は2,879,263千円となり、前連結会計年度末に比べ655,230千円の増加となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,331,245千円（前年同期は得られた資金1,014,907千円）となりました。これは主に、法人税等の支払額が370,124千円、売上債権の増加額が78,248千円それぞれあった一方で、税金等調整前当期純利益が1,155,654千円、減価償却費が253,127千円、のれん償却額が77,689千円、営業投資有価証券の減少額が72,612千円、契約負債の増加額が38,045千円、営業活動その他の増加額が87,276千円それぞれあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は393,881千円（前年同期は使用した資金36,305千円）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が17,250千円あった一方で、無形固定資産の取得による支出が289,401千円、投資有価証券の取得による支出が64,000千円、定期預金の預入による支出が51,750千円それぞれあったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は282,774千円（前年同期は使用した資金564,761千円）となりました。これは主に、配当金の支払額が254,141千円、自己株式の取得による支出が29,937千円それぞれあったことによるものです。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、受注から役務提供の開始までの期間が短く、受注状況には重要性がないため記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
CLOMO事業	4,440,721	122.4
投資事業	-	-
合 計	4,440,721	118.4

(注)主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,726,606	46.0	2,101,231	47.3

(注)最近2連結会計年度の主な相手先別販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては、記載を省略しております。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績の状況」、「(2) 財政状態の状況」、「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。事業運営上必要な運転資金の需要のうち主なものは、当社グループサービスを安定的に運営し、また拡大していくための開発人員及び営業人員の人件費及び採用に係る費用、広告宣伝費、並びにシステム利用料であります。

目標とする経営指標の状況

a 導入法人数（CLOMO事業）

当連結会計年度末の導入法人数は10,718社（前連結会計年度末に比べ2,098社、24.3%増）となりました（注1）。

営業拠点を通じた地方の販売パートナーとの連携強化や、OEM提供先サービスの成長によって、顧客基盤の拡大が進んでおります。

b ライセンス継続率（CLOMO事業）

当連結会計年度のライセンス継続率は95.8%となりました（注2）。

カスタマーサクセス部門による、ユーザーミーティングの開催や、定期面談、製品活用のためのステップアップセミナーの実施など、エンドユーザーの成功体験を目的とした様々な取り組みの成果が、製品に対する心理的ロイヤルティ向上を後押ししたことで、ライセンス継続率は引き続き高い水準を維持しております。

（注）1．導入法人数の集計において、CLOMO事業のサービスのうち「その他」に該当するものについては含めておりません。

2．継続率は、当連結会計年度に発生した各月の解約数を前連結会計年度末の前年同月末のライセンス数から控除したライセンス数について、前連結会計年度末のライセンス数で除して算出しております。

なお、CLOMO事業のサービスのうち「その他」に該当するものについては継続率の算出に含めておりません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動として、新たなサービスを開発するための開発調査や、CLOMO事業の顧客基盤の拡大を目的とした、追加機能開発を行うための開発調査を行いました。

当社グループの研究開発における社内体制としては、CLOMO事業本部に所属する、クラウドやエンドポイント管理領域、生産性向上のためのシステム開発等に高い専門性を有するメンバーが活動しております。

これらの研究開発活動により、当連結会計年度における研究開発費は15,621千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、事業のサービスの充実を図ることを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は296,366千円であり、これは主にソフトウェアの開発288,849千円によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計	
福岡本社 (福岡県福岡市中央区)	CLOMO事業	事務所	12,681	10,707	132,096	206,923	5,679	368,088	93 (13)
東京本社 (東京都港区)	CLOMO事業	事務所	5,851	1,773	-	-	-	7,625	38 (6)

(注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．建物は賃借しております。年間賃借料は40,149千円であります。

3．帳簿価額のうち、「その他」は商標権であります。

4．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2026年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
ワンピ 株式会社	本社 (東京都新宿区)	CLOMO事業	事務所	0	25	1,159	-	1,185	26

(注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．建物は賃借しております。年間賃借料は9,289千円であります。

3．帳簿価額には、のれん及び顧客関連資産の金額を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年9月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,311,450	5,311,450	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	5,311,450	5,311,450	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行株式のうち22,400株は、現物出資（譲渡制限付株式の発行に伴う金銭報酬債権99,609千円）によるものであります。

2. 提出日現在の発行数には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2017年11月14日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 27(注) 5
新株予約権の数(個)	2,650(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,500(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注) 2、4
新株予約権の権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者の行使期間中の各年(11月1日から翌10月31日まで)において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員11名となっております。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)6に準じて決定する。

8 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 60(注) 5
新株予約権の数(個)	3,770(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,700(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700(注) 2、4
新株予約権の権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2021年6月期から2029年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金18億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員33名となっております。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)6に準じて決定する。

8 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年5月12日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22(注)4
新株予約権の数(個)	1,840(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,840(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,665(注)2
新株予約権の権利行使期間	2023年6月10日～2031年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,665 資本組入額 2,332.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2022年6月期から2030年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金30億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場

合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員13名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 5 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月10日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 18(注)4
新株予約権の数(個)	3,150(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,150(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,040(注)2
新株予約権の権利行使期間	2024年6月15日～2032年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,040 資本組入額 1,020
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2023年6月期から2031年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金36億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場

合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員15名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 5 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年 5 月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 33(注) 4
新株予約権の数(個)	6,420[6,340](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,420[6,340](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,478(注) 2
新株予約権の権利行使期間	2025年 6 月15日～2033年 6 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,478 資本組入額 739
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2026年 6 月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年 8 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2 . 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3 . 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2024年 6 月期から2032年 6 月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金42億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使

することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員24名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 5 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年12月12日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	1,500(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,345(注) 2
新株予約権の権利行使期間	2026年 1 月19日～2034年 1 月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,345 資本組入額 672.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年 6 月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年 8 月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2024年 6 月期から2032年 6 月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金42億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場

合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年 5 月14日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28(注) 4
新株予約権の数(個)	6,320(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,320(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,455(注) 2
新株予約権の権利行使期間	2026年 6 月13日 ~ 2034年 6 月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,455 資本組入額 727.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2026年 6 月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年 8 月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2025年 6 月期から2033年 6 月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の連結損益計算書に記載される売上高が金50億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があっ

た場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員22名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。) 又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 5 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2025年5月14日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19
新株予約権の数(個)	6,550(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,550(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,887(注) 2
新株予約権の権利行使期間	2027年6月17日～2035年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,887 資本組入額 943.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2026年6月期から2034年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。)に記載される売上高が金58億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告

基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年11月10日 (注) 1	普通株式 6,400	普通株式 5,244,750	1,655	380,159	1,655	280,159
2021年11月11日 (注) 2	普通株式 10,000	普通株式 5,254,750	18,950	399,109	18,950	299,109
2021年11月14日～ 2022年6月30日 (注) 1	普通株式 20,100	普通株式 5,274,850	5,302	404,412	5,302	304,412
2022年7月1日～ 2022年11月23日 (注) 1	普通株式 2,700	普通株式 5,277,550	877	405,289	877	305,289
2022年11月24日 (注) 3	普通株式 3,200	普通株式 5,280,750	2,665	407,955	2,665	307,955
2022年12月2日～ 2023年6月30日 (注) 1	普通株式 11,600	普通株式 5,292,350	1,832	409,787	1,832	309,787
2023年7月1日～ 2023年11月9日 (注) 1	普通株式 1,100	普通株式 5,293,450	295	410,082	295	310,082
2023年11月10日 (注) 4	普通株式 1,200	普通株式 5,294,650	831	410,913	831	310,913
2024年2月5日～ 2024年6月30日 (注) 1	普通株式 9,100	普通株式 5,303,750	2,105	413,018	2,105	313,018
2024年7月1日～ 2025年6月30日 (注) 1	普通株式 3,000	普通株式 5,306,750	1,050	414,068	1,050	314,068
2025年7月1日～ 2025年11月9日 (注) 1	普通株式 2,000	普通株式 5,308,750	407	414,476	407	314,476
2025年11月10日 (注) 5	普通株式 2,000	普通株式 5,310,750	2,488	416,964	2,488	316,964
2026年5月20日～ 2026年6月30日 (注) 1	普通株式 700	普通株式 5,311,450	245	417,209	245	317,209

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 譲渡制限付株式報酬として新株式10,000株を発行しております。

発行価額 3,790円

資本組入額 1,895円

割当先 当社取締役（社外取締役を除く。）6名

3. 譲渡制限付株式報酬として新株式3,200株を発行しております。

発行価額 1,666円

資本組入額 833円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）2名及び執行役員3名

4. 譲渡制限付株式報酬として新株式1,200株を発行しております。

発行価額 1,385円

資本組入額 692.5円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）2名

5. 譲渡制限付株式報酬として新株式2,000株を発行しております。

発行価額 2,488円

資本組入額 1,244円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）1名

(5) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	-	3	20	27	24	18	2,324	2,416	-
所有株式数 （単元）	-	1,927	902	809	2,734	116	46,573	53,061	5,350
所有株式数 の割合 （％）	-	3.63	1.69	1.52	5.15	0.21	87.77	100.00	-

(注) 1．自己株式420,168株は、「個人その他」に4,201単元、「単元未満株式の状況」に68株含まれております。

2．株式付与ESOP信託が保有する当社株式14,600株は、自己株式には含めておりません。

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐々木 勉	福岡県福岡市早良区	2,715	55.51
畑中 洋亮	東京都世田谷区	421	8.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	177	3.63
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任 代理人 インタラクティブ・ブ ローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関三丁目2 番5号)	62	1.28
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代 理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿六丁目27番30 号)	61	1.25
大野 尚	福岡県福岡市城南区	60	1.22
ビッグ・フィールド・マネージ メント株式会社	福岡県福岡市中央区草香江一丁目5番22号	60	1.22
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381591 (常任代理人 株式 会社みずほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	57	1.17
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	47	0.97
光通信 K K 投資事業有限責任組 合	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	36	0.74
計	-	3,700	75.66

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式420千株があります。

2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式14千株は、自己株式には含めておりません。

3. 2025年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、畑中洋亮氏が2025年9月22日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
畑中 洋亮	東京都世田谷区	421	7.94

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 420,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,886,000	48,860	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,350	-	-
発行済株式総数	5,311,450	-	-
総株主の議決権	-	48,860	-

(注) 1. 「単元未満株式」の欄には、自己株式68株含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式14,600株(議決権146個)が含まれております。

【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイキューブド システムズ	福岡県福岡市中央区天神 四丁目1番37号	420,100	-	420,100	7.91
計	-	420,100	-	420,100	7.91

(注) 1. 上記以外に自己名義所有の単元未満株式68株を所有しております。

2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式14,600株は、上記自己株式等を含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、2026年5月に、所定の要件を充足する当社の従業員(以下、「従業員」という。)を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度の概要

当社は、中長期的な業績向上と企業価値の最大化を図るべく、従業員の貢献意欲を一層醸成することを目的として、本制度を導入いたしました。

本制度では、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下、「ESOP信託」という。)と称される仕組みを採用しました。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、ESOP信託から、当該信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、受益者要件を充足する従業員に交付及び給付するものです。なお、ESOP信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、受益者候補である従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

信託契約の内容

a 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
b 信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
c 委託者	当社
d 受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
e 受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
f 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
g 信託契約日	2026年５月27日
h 信託の期間	2026年５月27日～2029年５月31日（予定）
i 制度開始日	2026年５月27日
j 議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。
k 取得株式の種類	当社普通株式
l 取得株式の総額	30,000,000円
m 株式の取得時期	2026年５月28日～2026年６月２日
n 株式の取得方法	株式市場から取得
o 帰属権利者	当社
p 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

従業員に取得させる予定の株式の総数

14,600株

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	420,168	-	420,168	-

(注) 1．当期間における保有自己株式数には、2026年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2．当事業年度及び当期間における「保有自己株式数」には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式14,600株は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な継続成長に貢献するとともに、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

以上の配当方針に基づき、当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、中間配当は普通配当18円、期末配当は普通配当18円に上場5周年記念配当2円を加えた20円とし、年間配当は1株当たり38円としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年6月30日又は12月31日を基準日として剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年2月12日 取締役会	88,030	18
2026年8月12日 取締役会	97,825	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

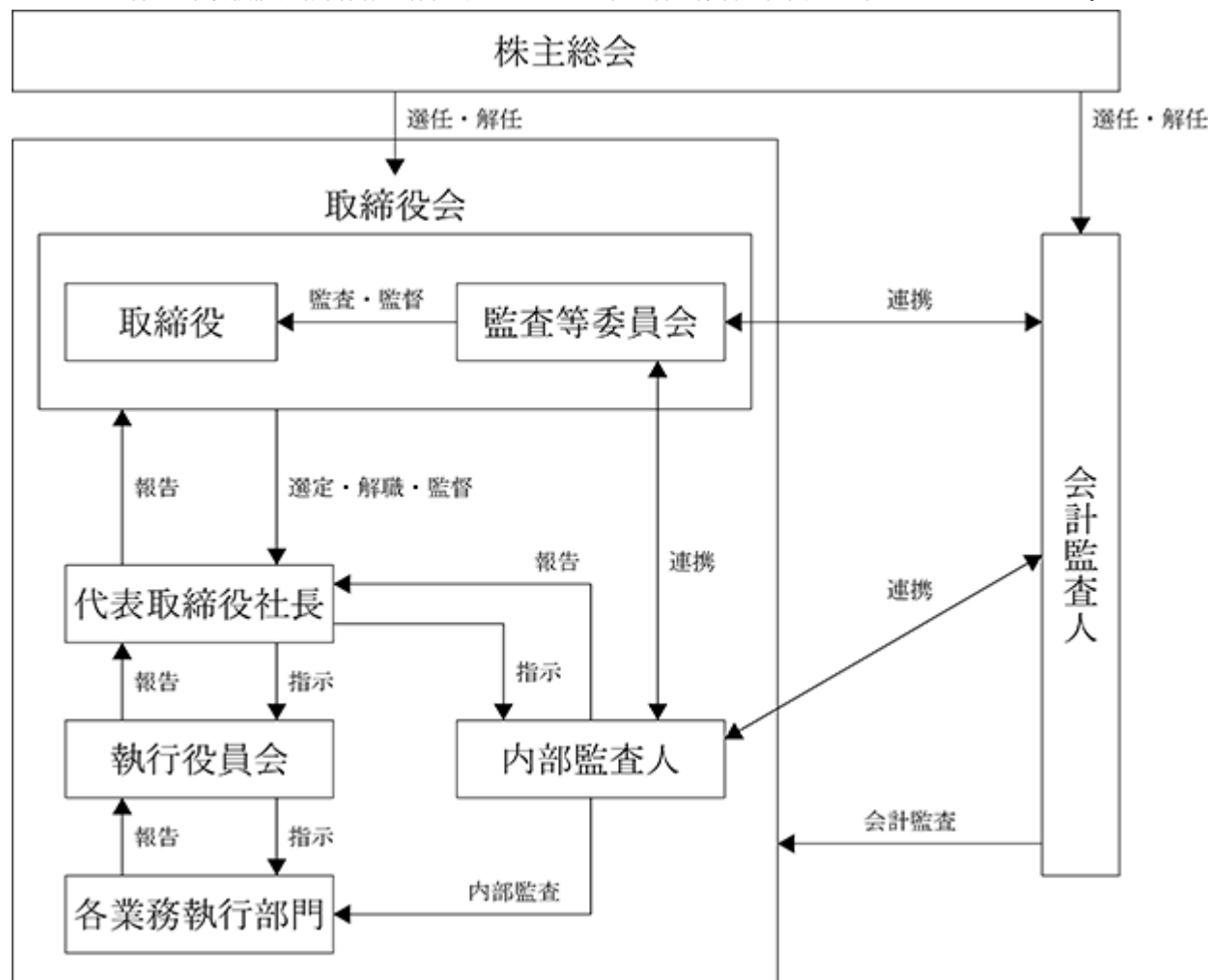
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営の透明性・健全性を確保し、適切な経営を行うことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社の本有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



() 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉が議長を務め、取締役 坂田崇典及び社外取締役 東能利生、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の6名で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

なお、当社は、2026年9月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り可決された場合、提出日現在の状況に対して取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名が再任される予定です。また、監査等委員である取締役 内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の3名が再任され、増田真一郎が社外取締役として新たに選任される予定です。

() 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役 東能利生、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の4名で構成されており、全員が独立社外取締役です。監査等委員会は、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監督を行っております。また、監査等委員は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、内部監査人及び会計監査人と随時臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

なお、当社は、2026年9月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り可決された場合、提出日現在の状況に対して監査等委員である取締役 内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の3名が再任され、増田真一郎が社外取締役として新たに選任される予定です。

() 執行役員会

当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、機動的に成長戦略を実行する目的で、執行役員制を導入しております。執行役員会は、取締役（社外取締役を除く。）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びその他取締役が必要と認める者が参加し、代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉が議長を務めております。原則として月1回以上開催し、各業務執行部門の業務遂行状況に関する報告、課題の検討及び事業計画等の審議を行っております。

() 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

() 内部監査人

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室担当者が当社業務執行部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は、監査等委員及び会計監査人と監査情報を共有するなど、連携しております。

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営経験や専門的見識を有した社外取締役で構成された監査等委員会を設置し、独立した立場から取締役会を監督することで、コーポレート・ガバナンス体制の充実及び強化を図っております。また、内部監査人を任命し、日常的な業務執行を監査しております。これらの各機関の相互連携が業務執行の適正性確保に有効であると判断し、現体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

() 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．行動規範、コンプライアンス管理規程を定め、取締役はこれを遵守します。

イ．取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。

ウ．取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

() 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めた上で、適切に保存・管理します。

() 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア．事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネ

ジメントサイクルの中でリスクの統制を行います。

イ．各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

() 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。

イ．各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

() 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

イ．業務における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。

ウ．適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。

() 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告します。

イ．リスク管理推進委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてリスク管理推進委員会にて報告します。

ウ．内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導します。

() 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができます。

() 前号の使用人の独立性に関する事項

ア．監査等委員会の補助者の職務執行について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。

イ．監査等委員会の補助者の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

() 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ア．法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査等委員は出席します。

イ．監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いはい行いません。

() その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査等委員との緊密な連携などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

b リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

リスク管理は、取締役会により選任されたリスク管理担当役員が、リスク管理方針の立案とリスク管理を遂行し、定期的にリスク状況を取締役に報告しております。また、不測の事態が発生した場合には随時取締役会へ報告するとともに、取締役会でリスク管理方針を決定し、対応していくこととなっております。

企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であることから、顧問弁護士や業界誌等を通じて関係する法令等の改廃動向を適切に把握するとともに、アイキューブドシステムズ行動規範を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

c 社外取締役との間で締結している会社法第427条第1項に規定する契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項における賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、年間500万円又は同法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

d 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び子会社の取締役並びに監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を当社及び子会社が負担しております。

e 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

f 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g 取締役会で決議できる株主総会決議事項**（ ） 剰余金の配当等に関する事項**

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日又は12月31日を基準日として、配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

（ ） 自己株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

i 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株

主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

取締役会の活動状況

当社は原則月１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度における、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐々木 勉	17回	17回
坂田 崇典	17回	17回
東 能利生	17回	17回
内田 裕子	17回	17回
古宮 洋二	17回	15回
舞田 靖子	17回	17回

取締役会における具体的な検討内容としては、法令・定款に定められた事項や経営上の重要な事項についての審議に加えて、事業戦略や投資に関する事項等を検討しました。さらに、業務執行取締役から業務執行状況及び事業進捗に関する報告を受けることにより、取締役の職務執行の監督を行ったほか、内部監査及び内部統制監査の状況やリスク管理状況など、内部統制システムの運用に関する報告を定期的に受け、必要に応じて検討しました。

(2)【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年9月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 4名 女性 2名(役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 執行役員社長 CEO	佐々木 勉	昭和48年8月4日生	1996年4月 2001年1月 2001年9月 2003年9月 2020年8月 2021年9月 2021年11月 2022年9月	株式会社システムライフ 入社 アイキューブドシステムズ 個人創業 有限会社アイキューブドシステムズ（現 当社）設立 代表 当社 代表取締役社長 CEO 当社 代表取締役社長 CEO（内部監査室担 当） 当社 代表取締役社長 CEO（全部門統括） 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取 締役（現任） 当社 代表取締役執行役員社長 CEO（全部 門統括）（現任）	（注）2	2,715,330
取締役 執行役員管理本部長 CFO	坂田 崇典	昭和44年9月4日生	1992年4月 1997年10月 2000年8月 2005年11月 2006年8月 2014年6月 2014年6月 2015年6月 2017年6月 2019年6月 2024年4月 2024年7月 2024年9月 2025年3月 2025年3月	凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディン グス株式会社）入社 朝日アーサーアンダーセン株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）入社 株式会社日経BP 入社 アウンコンサルティング株式会社 入社 同社 取締役常務執行役員 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 アウンコンサルティング株式会社 取締役 専務執行役員 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co., Ltd. 監査役 アウンコンサルティング株式会社 取締役 副社長 当社 入社 管理本部 副本部長 当社 執行役員 管理本部 本部長 当社 取締役執行役員管理本部長 CFO（管 理部門担当）（現任） 一般財団法人アイキューブド財団 代表 理事（現任） ワンビ株式会社 取締役（現任）	（注）2	7,000
取締役 （常勤監査等委員）	東 能利生	昭和32年1月23日生	1986年10月 1990年2月 1997年6月 2019年7月 2022年6月 2023年9月 2024年9月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責 任監査法人）入所 公認会計士登録 同法人代表社員 東能利生公認会計士事務所開設 代表（現 任） 福岡ひびき信用金庫 非常勤監事（現任） 当社 社外取締役（常勤監査等委員）（現 任） 株式会社アイキューブドベンチャーズ 監 査役（現任）	（注）3	-
取締役 （監査等委員）	内田 裕子	昭和43年10月29日生	1991年4月 2000年1月 2016年5月 2017年9月 2019年9月 2020年10月 2021年1月 2021年4月 2022年9月 2024年1月 2024年3月	大和証券株式会社 入社 有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締 役 金沢機工株式会社 社外取締役（現任） 工藤建設株式会社 社外取締役 当社 社外取締役 株式会社松本商店 社外取締役 株式会社スイングバイクリエーション 設 立 代表取締役社長（現任） 株式会社良知経営 社外取締役 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社良知経営 取締役 一般社団法人横浜イノベーション推進機 構 監事	（注）3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	古宮 洋二	昭和37年11月26日生	1985年4月 1987年4月 2005年5月 2006年5月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2012年6月 2012年9月 2013年6月 2016年6月 2018年6月 2019年6月 2020年6月 2022年4月 2022年9月	日本国有鉄道 入社 九州旅客鉄道株式会社 入社 同社 鉄道事業本部企画部長 同社 鉄道事業本部運輸部長 同社 鉄道事業本部営業部長 同社 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長 同社 総務部長 同社 取締役総務部長 同社 取締役鉄道事業本部クルーズトレイン本部長兼総務部長 同社 取締役総務部長 同社 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 同社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 同社 取締役専務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 同社 取締役専務執行役員総合企画本部長 同社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	舞田 靖子	昭和48年7月26日生	2002年10月 2010年7月 2012年7月 2013年7月 2018年4月 2020年4月 2022年6月 2022年6月 2022年9月 2023年6月 2024年3月 2025年3月	ときわ総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)入所 ブライスウォーターハウスコーパス株式会社(現PwCアドバイザリー合同会社)出向 西村あさひ法律事務所 東京事務所(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 北九州市立大学大学院マネジメント研究科特任教授 九州大学法科大学院 非常勤講師 舞田法律事務所 設立 代表 熊本電気鉄道株式会社 監査役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 監査役(現任) 弁護士法人舞田法律事務所 設立 社員(現任) リーフラス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計						2,722,330

(注)1. 取締役である東能利生、内田裕子、古宮洋二及び舞田靖子は、社外取締役であります。

2. 2025年9月25日開催の第24期定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 2024年9月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

b. 2026年9月29日開催予定の第25期定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性 4名 女性 2名(役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 執行役員社長 CEO	佐々木 勉	昭和48年8月4日生	a. に記載のとおり	(注) 2	2,715,330
取締役 執行役員管理本部長 CFO	坂田 崇典	昭和44年9月4日生	a. に記載のとおり	(注) 2	7,000
取締役 (常勤監査等委員)	増田 真一郎	昭和38年9月6日生	1987年4月 日本電気ホームエレクトロニクス株式会社入社 1991年4月 東京国税局 入局 1995年7月 国税庁 長官官房企画課システム開発室 2016年7月 東京国税局総務部情報処理管理官 2018年7月 神奈川税務署副署長 2020年7月 麹町税務署副署長 2023年7月 三次税務署長 2024年7月 東京国税局総務部企画課 2025年7月 東京国税局情報システム部 2026年9月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	内田 裕子	昭和43年10月29日生	a. に記載のとおり	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	古宮 洋二	昭和37年11月26日生	a. に記載のとおり	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	舞田 靖子	昭和48年7月26日生	a. に記載のとおり	(注) 3	-
計					2,722,330

(注) 1. 取締役である増田真一郎、内田裕子、古宮洋二及び舞田靖子は、社外取締役であります。

- 2026年9月29日開催の第25期定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 2026年9月29日開催の第25期定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

a 社外役員の機能及び役割

有価証券報告書提出日現在、当社は一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、4名の社外取締役を選任しております。当該4名は、当社取締役会において客観的立場から経営全般に対して提言しております。当社取締役会ではそれらの意見を取り入れることで、意思決定における客観性、公平性が高まり、コーポレート・ガバナンスが一層強化できるものと考えております。

東能利生は、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験を有しており、このような実績を活かし、取締役を監督するとともに、提言・助言いただくことを期待しております。当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、社外取締役(常勤監査等委員)に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、2026年9月29日開催予定の第25期定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されますと、東能利生が退任し、新たに増田真一郎が社外取締役(常勤監査等委員)に就任します。社外取締役(常勤監査等委員)候補者の増田真一郎は、税務に関する深い学識を有するとともに、国税庁及び国税局等における長年の職務を通じて培われた豊富な税務経験及び専門的知見に加え、システム関連部署におけるIT・システム分野の知見も有しております。これらの豊富な経験と専門性を活かし、当社の取締役の職務執行に対する監督を行うとともに、専門的な見地から提言及び助言をいただくことを期待しております。当社の監査・監督機能の強化及び経営の妥当性・適正性の確保に寄与するとともに、常勤の立場から実効性の高い監査を行っていただけるものと判断し、新たに社

外取締役（常勤監査等委員）の候補者としております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

内田裕子は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見、またダイバーシティ経営に関する見識を有しており、これらの豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

古宮洋二は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、これらの豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

舞田靖子は、弁護士としての専門的見地、M&Aや組織再編、事業再生等に関する豊富な経験と見識を有しており、これらの豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

b 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査等委員会の組織は、内部監査室1名及び社外取締役である監査等委員4名により構成されております。内部監査人は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査人は監査等委員会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員にその結果を報告しております。監査等委員は、監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会に出席するほか、取締役会以外の会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しているほか、内部統制部門に対して、内部統制に関する何らかの疑義が生じた際に、その都度ヒアリングを実施し、協議することにより相互連携を図っております。会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査等委員と意見交換を行い相互連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、本書提出日現在において、監査等委員である社外取締役4名で構成しております。監査等委員の東能利生は、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験を有しております。監査等委員の内田裕子は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見及び豊富な経験を有しております。監査等委員の古宮洋二は、企業経営者として経営全般に豊富な見識を有しております。監査等委員の舞田靖子は、弁護士の資格を有し、法律に関する専門的知見を有しております。

監査等委員会は、監査方針・監査計画に従い、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監督を行ってまいります。また、監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、必要に応じて内部監査人及び会計監査人と随時臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において監査等委員会を原則月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
東 能利生	13回	13回
内田 裕子	13回	13回
古宮 洋二	13回	11回
舞田 靖子	13回	13回

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄部門として2020年8月より内部監査室を設置しており、内部監査室の担当者1名により内部監査を実施しております。業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく統制、コンプライアンスの観点から、原則として全事業所、全部門を対象とし、年に1回の監査及びフォロー監査を実施しております。監査結果は、内部監査人から代表取締役社長へ毎月報告を行うとともに、取締役会及び監査等委員会に対しては半期に一度、報告を行っております。監査による指摘事項が発生した場合には、被監査部門に対して監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況の報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は、監査等委員及び会計監査人と定期的に意見交換や情報共有を行い、監査結果及び当社の課題について協議を行うことにより、内部監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約のもと公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。

b 継続監査期間

2018年6月期以降

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 金子 一昭

指定有限責任社員 業務執行社員 徳永 陽一

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 20名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。当社はこの選定方針に基づき、総合的に評価を行い監査法人を決定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人について、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しております。

なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、監査役協会が推奨する「会計監査人の選任に係る判断基準」による確認を行った結果、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,100	40,000	27,000	34,500
連結子会社	1,252	-	1,252	-
計	31,352	40,000	28,252	34,500

(注) 1. 前連結会計年度の当社の非監査業務の内容は、情報セキュリティ評価制度における監査業務であります。

2. 当連結会計年度の当社の非監査業務の内容は、情報セキュリティ評価制度における監査業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提示を受けた監査に要する業務時間を基準として、報酬額を決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果によるものであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役(監査等委員であるものを除く。)のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役(監査等委員であるものを除く。)については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭による基本報酬のみを支払うこととします。

b 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2022年9月28日開催の

定時株主総会で決議され、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。また、付与される譲渡制限付株式の総数は年1万株以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。

d 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

e 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役執行役員社長CEO（全部門統括）佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役及び監査等委員会の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、監査等委員の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬等は、当該範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、上記とは別枠で年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬種類の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を 除く。)	89,418	85,800	-	3,618	2
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	21,600	21,600	-	-	4

(注)取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬3,618千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	6,523
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 上記の他、投資有価証券勘定には投資事業有限責任組合への出資として3銘柄(397,415千円)がありますが、保有株式ではありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する基本方針

当社グループは、パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに、ITを軸に新たな価値創造へ積極的に挑戦を進めていくことを基本方針としております。また、事業成長を通じた持続的な企業価値向上に取り組んでおり、人材を持続的な成長を支える重要な経営資源と位置付け、人的資本戦略としてDEIB（Diversity、Equity、Inclusion、Belonging）の考え方にに基づき、多様な人材が活躍できる組織づくりを推進しております。具体的な人材の育成に関する方針や社内環境整備に関する方針及び指標については、「第2事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組（2）戦略（4）指標及び目標」をご参照ください。

従業員の給与の額及び内容の決定に関する方針

当社グループは、従業員の能力発揮と中長期的な企業価値向上を図るため、職務内容、役割及び責任の大きさ並びに業績への貢献度を総合的に勘案し、適正かつ公正な給与水準となるよう決定することとしております。

a 基本給（固定報酬）

従業員の資格及び職務内容に基づき定める基準により決定しており、昇給については、人事考課に基づき社員の能力及び業績を適切に評価した上で、定期的を実施しております。また、給与水準の見直しにあたっては、会社の業績や経営環境等を踏まえ、適切に判断しております。

b 賞与（短期インセンティブ）

会社業績等を踏まえた上で支給し、各期に実施する評価において、所属組織の目標達成度並びに個人の組織貢献度を総合的に評価した上で、予め定めた達成基準に基づき支給額を決定しております。

c 株式関連報酬（中長期インセンティブ）

・新株予約権（無償ストック・オプション）

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、導入をしております。

・従業員持株会を活用した制度

従業員持株会への拠出に対し、奨励措置を講じることにより、福利厚生の実現を図るとともに、全従業員を対象に中長期的な株式保有を促進しております。

・株式付与ESOP信託

従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できることから導入をしております。

制度の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（8）役員・従業員株式所有制度の内容」をご参照ください。

当社は、人事制度に基づき適正かつ公正な評価を行うことで、従業員の成長とエンゲージメント向上を図り、持続的な企業価値の向上に繋げてまいります。

(2)【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
CLOMO事業	220 〔26〕
投資事業	1
合計	221 〔26〕

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 投資事業の従業員数は、株式会社アイキューブドシステムズから株式会社アイキューブドベンチャーズに出向している従業員数を記載しております。

3. 従業員数が前連結会計年度に比べて24名増加したのは、主に今後の継続的な事業成長に向けた人員体制の強化を図るため、期中採用が増加したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（％）
153 〔19〕	35.4	5.0	6,119	0.4

(注) 1. 従業員数は就業人員数（グループ内への兼務出向を含む）であります。

2. 臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当事業年度における平均年間給与の対前事業年度増減率が減少しているのは、2026年3月に企業型確定給付年金制度を導入したことによるものです。当該制度の導入に伴い、従業員が選択する事業主掛金相当額については平均年間給与の算定対象から除外しているため、平均年間給与が減少しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（％） （注1）	男性労働者の育児休業取得率（％） （注2）	労働者の男女の賃金の額の差異（％） （注3）		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
20.0	100.0	72.7	72.9	61.5

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 賃金制度・体系において性別による差異はなく、等級別人数の差によるものであります。

連結子会社

連結子会社は従業員数が100名以下であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき開示義務がある連結子会社が存在しないため、記載を省略しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,225,498	2,925,974
売掛金	1 418,795	1 497,598
営業投資有価証券	216,303	176,508
その他	122,033	121,428
流動資産合計	2,982,631	3,721,510
固定資産		
有形固定資産	2 36,205	2 31,308
無形固定資産		
ソフトウェア	182,357	131,510
ソフトウェア仮勘定	72,912	206,923
のれん	181,258	105,316
顧客関連資産	321,400	287,568
その他	6,548	5,679
無形固定資産合計	764,477	736,998
投資その他の資産		
投資有価証券	366,703	403,938
繰延税金資産	245,136	259,790
その他	43,595	33,218
投資その他の資産合計	655,435	696,948
固定資産合計	1,456,117	1,465,255
資産合計	4,438,748	5,186,765
負債の部		
流動負債		
買掛金	53,974	89,010
未払法人税等	193,206	247,282
契約負債	825,958	864,004
賞与引当金	101,678	133,375
株主優待引当金	7,502	6,868
その他	305,067	372,702
流動負債合計	1,487,387	1,713,244
固定負債		
繰延税金負債	90,162	76,990
株式給付引当金	-	9,530
その他	290	290
固定負債合計	90,452	86,811
負債合計	1,577,840	1,800,056
純資産の部		
株主資本		
資本金	414,068	417,209
資本剰余金	314,068	317,209
利益剰余金	2,546,499	3,022,442
自己株式	703,534	733,471
株主資本合計	2,571,103	3,023,388
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,793	26,340
為替換算調整勘定	15,284	10,405
その他の包括利益累計額合計	11,491	15,934
新株予約権	8,802	13,485
非支配株主持分	292,494	333,901
純資産合計	2,860,908	3,386,709
負債純資産合計	4,438,748	5,186,765

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1 3,749,791	1 4,440,721
売上原価	1,052,543	1,008,543
売上総利益	2,697,247	3,432,178
販売費及び一般管理費	2, 3 1,792,168	2, 3 2,261,735
営業利益	905,079	1,170,442
営業外収益		
受取利息	1,159	4,494
為替差益	1,719	-
助成金収入	-	660
その他	882	1,340
営業外収益合計	3,762	6,494
営業外費用		
固定資産除却損	12,697	127
投資事業組合運用損	17,696	19,687
その他	689	1,467
営業外費用合計	31,083	21,282
経常利益	877,758	1,155,654
税金等調整前当期純利益	877,758	1,155,654
法人税、住民税及び事業税	337,424	422,506
法人税等調整額	37,266	38,046
法人税等合計	300,158	384,459
当期純利益	577,599	771,195
非支配株主に帰属する当期純利益	18,964	41,078
親会社株主に帰属する当期純利益	558,635	730,116

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
当期純利益	577,599	771,195
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,703	22,875
為替換算調整勘定	6,339	4,878
その他の包括利益合計	3,636	27,753
包括利益	573,963	798,948
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	554,998	757,541
非支配株主に係る包括利益	18,964	41,406

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	413,018	313,018	2,151,179	299,174	2,578,042
当期変動額					
新株の発行	-	-			-
新株の発行（新株予約権の行使）	1,050	1,050			2,100
剰余金の配当			163,314		163,314
親会社株主に帰属する当期純利益			558,635		558,635
自己株式の取得				404,360	404,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,050	1,050	395,320	404,360	6,939
当期末残高	414,068	314,068	2,546,499	703,534	2,571,103

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,090	8,944	7,854	6,486	2,890	2,579,565
当期変動額						
新株の発行						-
新株の発行（新株予約権の行使）						2,100
剰余金の配当						163,314
親会社株主に帰属する当期純利益						558,635
自己株式の取得						404,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,703	6,339	3,636	2,315	289,604	288,283
当期変動額合計	2,703	6,339	3,636	2,315	289,604	281,343
当期末残高	3,793	15,284	11,491	8,802	292,494	2,860,908

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	414,068	314,068	2,546,499	703,534	2,571,103
当期変動額					
新株の発行	2,488	2,488			4,976
新株の発行（新株予約権の行使）	652	652			1,305
剰余金の配当			254,174		254,174
親会社株主に帰属する当期純利益			730,116		730,116
自己株式の取得				29,937	29,937
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,140	3,140	475,942	29,937	452,285
当期末残高	417,209	317,209	3,022,442	733,471	3,023,388

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,793	15,284	11,491	8,802	292,494	2,860,908
当期変動額						
新株の発行						4,976
新株の発行（新株予約権の行使）						1,305
剰余金の配当						254,174
親会社株主に帰属する当期純利益						730,116
自己株式の取得						29,937
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,547	4,878	27,425	4,683	41,406	73,515
当期変動額合計	22,547	4,878	27,425	4,683	41,406	525,801
当期末残高	26,340	10,405	15,934	13,485	333,901	3,386,709

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	877,758	1,155,654
減価償却費	353,375	253,127
のれん償却額	52,628	77,689
賞与引当金の増減額（ は減少）	5,021	31,651
株主優待引当金の増減額（ は減少）	7,502	633
株式給付引当金の増減額（ は減少）	-	9,530
受取利息及び受取配当金	1,159	4,494
固定資産除却損	12,697	127
投資事業組合運用損益（ は益）	17,696	19,687
売上債権の増減額（ は増加）	53,861	78,248
仕入債務の増減額（ は減少）	4,973	34,848
契約負債の増減額（ は減少）	7,138	38,045
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	49,087	72,612
その他	54,936	87,276
小計	1,363,475	1,696,876
利息及び配当金の受取額	1,159	4,494
法人税等の支払額	349,727	370,124
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,014,907	1,331,245
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	17,250
定期預金の預入による支出	-	51,750
有形固定資産の取得による支出	7,494	7,516
無形固定資産の取得による支出	234,863	289,401
投資有価証券の取得による支出	110,000	64,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 313,486	-
その他	2,565	1,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,305	393,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,100	1,305
配当金の支払額	163,301	254,141
自己株式の取得による支出	404,360	29,937
その他	800	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	564,761	282,774
現金及び現金同等物に係る換算差額	873	639
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	412,966	655,230
現金及び現金同等物の期首残高	1,811,066	2,224,033
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,224,033	1 2,879,263

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

4社

(2) 連結子会社の名称

株式会社アイキューブドベンチャーズ

アイキューブド1号投資事業有限責任組合

ワンビ株式会社

10KN COMPANY LIMITED

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アイキューブドベンチャーズの決算日は、連結決算日と一致しております。

アイキューブド1号投資事業有限責任組合の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

ワンビ株式会社の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

10KN COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項**(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法**

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 1年～15年

工具、器具及び備品 3年～12年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
顧客関連資産	10年
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間（５年以内）

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

CLOMO事業

CLOMO事業においては、モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」や、モバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」などを展開しており、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。

顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、２～５年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
営業投資有価証券 (市場価格のない株式等)	186,303	91,751
売上原価	29,102	72,612

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当社グループは、投資先企業の将来成長による超過収益力を見込んで、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べ相当程度高い価額で株式等の取得を行っており、投資先企業の超過収益力等が著しく毀損した場合は、営業投資有価証券の減損処理を行うこととしております。

投資時の超過収益力の毀損の有無の検討における主要な仮定は投資先の事業進捗であり、事業計画に含まれる売上高及び利益の進捗状況、直近のファイナンスの状況、資金繰り、株式上場やトレードセール等の実現可能性等を総合的に勘案し個別投資先毎に判断しております。

主要な仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画の遂行が困難な状況となる等、超過収益力が見込めなくなった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2025年3月11日)

(1) 概要

ベンチャーキャピタルファンド等に組み入れられた市場価格のない株式を時価評価することで、投資家に対して有用な情報が提供されるように、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを定めるもの。

(2) 適用予定日

2027年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 後発事象に関する会計基準等

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(追加情報)

(株式付与ESOP信託)

当社は、当社従業員（以下、「従業員」という。）に対し、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「本制度」という。）を、2026年5月より導入しております。

(1) 取引の概要

当社は、中長期的な業績向上と企業価値の最大化を図るべく、従業員の貢献意欲を一層醸成することを目的として、本制度を導入いたしました。

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。

ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、ESOP信託から、当該信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を受益者要件を充足する従業員に交付及び給付するものです。

なお、ESOP信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において、29,937千円、14,600株であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
売掛金	418,795千円	497,598千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	50,502千円	61,302千円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	541,665千円	597,461千円
賞与引当金繰入額	79,718 "	114,811 "
株主優待引当金繰入額	7,502 "	5,438 "
株式給付引当金繰入額	- "	9,530 "

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
	15,983千円	15,621千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,886千円	33,098千円
組替調整額	- "	- "
法人税等及び税効果調整前	3,886 "	33,098 "
法人税等及び税効果額	1,183 "	10,222 "
その他有価証券評価差額金	2,703千円	22,875千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	6,339 "	4,878 "
その他の包括利益合計	3,636千円	27,753千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,303,750	3,000	-	5,306,750
合計(株)	5,303,750	3,000	-	5,306,750

(注)普通株式の発行済株式総数の増加3,000株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	200,168	220,000	-	420,168
合計(株)	200,168	220,000	-	420,168

(注)普通株式の自己株式数の増加220,000株は、2025年6月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	8,802
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	8,802

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通株式	163,314	32	2024年6月30日	2024年9月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	166,143	利益剰余金	34	2025年6月30日	2025年9月26日

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,306,750	4,700	-	5,311,450
合計(株)	5,306,750	4,700	-	5,311,450

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加4,700株は、新株予約権の権利行使による新株の発行2,700株、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行2,000株によるものです。

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	420,168	14,600	-	434,768
合計(株)	420,168	14,600	-	434,768

(注) １．普通株式の自己株式数の増加14,600株は、株式付与ESOP信託による当社株式の取得によるものです。

２．当連結会計年度末の自己株式数には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式14,600株が含まれております。

３．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	13,485
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	13,485

４．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	166,143	34	2025年6月30日	2025年9月26日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	88,030	18	2025年12月31日	2026年3月24日

(２) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年8月12日 取締役会	普通株式	97,825	利益剰余金	20	2026年6月30日	2026年9月30日

(注) １．配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金292千円が含まれております。

２．１株当たり配当額には、上場５周年記念配当２円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
現金及び預金	2,225,498千円	2,925,974千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	1,465 "	37,687 "
ESOP信託預金	- "	9,022 "
現金及び現金同等物	2,224,033千円	2,879,263千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

株式の取得により新たにワンビ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにワンビ株式会社株式の取得価額とワンビ株式会社取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	783,310 千円
固定資産	25,103 "
のれん	105,138 "
顧客関連資産	338,316 "
流動負債	442,229 "
固定負債	290 "
繰延税金負債	119,510 "
非支配株主持分	269,839 "
株式の取得価額	420,000 千円
現金及び現金同等物	733,486 "
差引：取得による収入	313,486 千円

当連結会計年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1 . 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループの資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は新株の発行によっております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであります。また、一部の外貨建債務は、為替の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、各部署からの報告に基づき担当部署が適宜に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。外貨建債務については、短期間で決済され、かつその金額は僅少であるため、市場リスクを管理する重要性が低いと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年6月30日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
営業投資有価証券及び 投資有価証券(注1)	82,817	82,817	-
資産計	82,817	82,817	-

(注1) 市場価格のない株式等は、営業投資有価証券及び投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
非上場株式	192,827	98,274
投資事業有限責任組合への出資	360,179	397,415

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,225,498	-	-	-
売掛金	418,795	-	-	-
合計	2,644,293	-	-	-

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,925,974	-	-	-
売掛金	497,598	-	-	-
合計	3,423,573	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	82,817	-	-	82,817
資産計	82,817	-	-	82,817

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年6月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年 6 月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年 6 月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	82,817	50,000	32,817
合計	82,817	50,000	32,817

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	- 千円	- 千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	2,315千円	4,683千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(提出会社)

	第3回新株予約権
決議年月日	2017年11月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 68,200株
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日

	第7回新株予約権
決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 60名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 73,500株
付与日	2019年10月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日

	第8回新株予約権
決議年月日	2021年5月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,320株
付与日	2021年6月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年6月10日～2031年6月9日

	第9回新株予約権
--	----------

決議年月日	2022年 5 月10日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,750株
付与日	2022年 6 月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年 6 月15日～2032年 6 月14日

	第10回新株予約権
決議年月日	2023年 5 月11日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 8,570株
付与日	2023年 6 月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年 6 月15日～2033年 6 月14日

	第11回新株予約権
決議年月日	2023年12月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,500株
付与日	2024年 1 月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年 1 月19日～2034年 1 月18日

	第12回新株予約権
決議年月日	2024年 5 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,900株
付与日	2024年 6 月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年 6 月13日～2034年 6 月12日

	第13回新株予約権
決議年月日	2025年 5 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,550株
付与日	2025年 6 月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年 6 月17日～2035年 6 月16日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月20日付株式分割(1株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

(連結子会社)

会社名	ワンビ株式会社
内容	第3回新株予約権
決議年月日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 3名 同社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 46,500株
付与日	2019年3月27日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年3月27日～2029年3月26日

会社名	ワンビ株式会社
内容	第4回新株予約権
決議年月日	2019年6月28日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2名 同社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 3,500株
付与日	2019年7月1日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年6月29日～2029年6月28日

会社名	ワンビ株式会社
内容	第5回新株予約権
決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 1名 同社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 19,750株
付与日	2020年3月26日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年3月26日～2030年3月25日

会社名	ワンビ株式会社
内容	第 7 回新株予約権
決議年月日	2021年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2 名 同社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 31,000株
付与日	2021年 6 月30日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年 6 月30日～2031年 6 月29日

会社名	ワンビ株式会社
内容	第 8 回新株予約権
決議年月日	2023年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	同社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 10,000株
付与日	2023年 6 月30日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年 6 月30日～2033年 6 月29日

(注) 1．株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月 2 日付株式分割(1 株につき50株の割合)を反映した数値を記載しております。

2．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても同社または同社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、同社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

同社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、同社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

(提出会社)

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2017年11月14日	2019年9月27日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	27,800	39,100
権利確定	-	-
権利行使	1,300	1,400
失効	-	-
未行使残	26,500	37,700

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2021年5月12日	2022年5月10日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	3,150
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	3,150
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	1,840	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	1,840	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
--	-----------	-----------

決議年月日	2023年 5 月11日	2023年12月12日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	6,720	1,500
付与	-	-
失効	300	-
権利確定	-	-
未確定残	6,420	1,500
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2024年 5 月14日	2025年 5 月14日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	6,650	6,550
付与	-	-
失効	330	-
権利確定	-	-
未確定残	6,320	6,550
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注)2019年12月20日付株式分割(1 株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

(連結子会社)

ワンピ株式会社	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
決議年月日	2019年 3 月26日	2019年 6 月28日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
連結子会社化による増加	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	40,500	3,000
連結子会社化による増加	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	40,500	3,000

ワンピ株式会社	第 5 回新株予約権	第 7 回新株予約権
決議年月日	2020年 3 月25日	2021年 6 月29日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
連結子会社化による増加	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	13,750	21,000
連結子会社化による増加	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	13,750	21,000

ワンピ株式会社	第 8 回新株予約権
決議年月日	2023年 6 月29日
権利確定前(株)	-
前連結会計年度末	-
連結子会社化による増加	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	-
前連結会計年度末	2,250
連結子会社化による増加	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	2,250

(注)2023年11月 2 日付株式分割(1 株につき50株の割合)を反映した数値を記載しております。

単価情報

(提出会社)

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2017年11月14日	2019年9月27日
権利行使価格(円)	250	700
行使時平均株価(円)	2,437	1,852
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2021年5月12日	2022年5月10日
権利行使価格(円)	4,665	2,040
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,925	788

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2023年5月11日	2023年12月12日
権利行使価格(円)	1,478	1,345
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	614	478

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2024年5月14日	2025年5月14日
権利行使価格(円)	1,455	1,887
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	510	665

(注)2019年12月20日付株式分割(1株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

(連結子会社)

ワンピ株式会社	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2019年3月26日	2019年6月28日
権利行使価格(円)	431	431
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

ワンピ株式会社	第5回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2020年3月25日	2021年6月29日
権利行使価格(円)	1,090	1,090
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

ワンピ株式会社	第8回新株予約権
決議年月日	2023年6月29日
権利行使価格(円)	1,100
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注)2023年11月2日付株式分割(1株につき50株の割合)を反映した数値を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(提出会社)

第3回新株予約権、第7回新株予約権は、付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算定した価格を用いております。

(連結子会社)

名称：ワンビ株式会社

ワンビ株式会社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる同社株式の株式価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の連結会計年度末における本源的価値の合計額及び連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額	201,977千円
(2)当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	4,455千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金及び未払費用	44,953千円	56,679千円
減価償却費	188,131 "	178,159 "
未払事業税	7,564 "	12,829 "
営業投資有価証券評価損	- "	13,692 "
株式報酬費用	15,859 "	17,075 "
その他	20,410 "	24,758 "
繰延税金資産小計	276,919千円	303,194千円
評価性引当額	6,624 "	6,624 "
繰延税金資産合計	270,295千円	296,570千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,661千円	11,884千円
顧客関連資産	113,658 "	101,885 "
繰延税金負債合計	115,320千円	113,769千円
繰延税金資産純額	154,974千円	182,800千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.72%	- %
住民税均等割等	0.31%	0.25%
税率変更による影響	0.59%	- %
税額控除	2.50%	2.13%
留保金課税	2.91%	2.86%
子会社株式取得関連費用	1.03%	- %
のれん償却額	1.83%	2.05%
その他	0.03%	0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.20%	33.27%

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復費用について、主として、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	前連結会計年度
CLOMO事業	
CLOMO MDM	3,012,980
CLOMO SECURED APPs	151,175
その他	464,644
顧客との契約から生じる収益	3,628,799
その他の収益	120,991
外部顧客への売上高	3,749,791

(注) その他の収益は、投資事業における営業投資有価証券の売却収入等であります。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	当連結会計年度
CLOMO事業	
CLOMO MDM	3,467,953
CLOMO SECURED APPs	158,723
その他	814,043
顧客との契約から生じる収益	4,440,721
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,440,721

(注) 当連結会計年度より、より適切な表示を目的として、サービス提供形態に基づく区分の見直しを行い、従来「TRUST DELETE」として集計していた収益は、「CLOMO MDM」及び「その他」へ組み替えて表示しております。具体的には、CLOMO MDMのオプションサービスである「CLOMO アドバンスドワイプ secured by TRUST DELETE」を「CLOMO MDM」へ、それ以外のサービスを「その他」へ区分しております。この結果、前連結会計年度において表示していた、「TRUST DELETE」282,178千円は、「その他」へ組み替えて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	483,634	825,958
契約負債（期末残高）	825,958	864,004

（注）1. 契約負債は、主にCLOMO事業にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。

2. 前連結会計年度における契約負債の増加は、主として企業結合により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	619,030	637,859
1年超2年以内	82,066	92,502
2年超3年以内	59,206	72,992
3年超	65,655	60,650
合計	825,958	864,004

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業活動の特徴を考慮した経営管理上の区分に基づき、事業セグメントを集約した上で、「CLOMO事業」と「投資事業」の２つを報告セグメントとしております。

CLOMO事業は、法人向けモバイル端末（iPhoneやAndroid等のスマートフォン、タブレット、モバイルPC）を、一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」を中心に、モバイル端末向けアプリケーション「CLOMO SECURED APPS」などを開発・提供しております。

投資事業では、当社グループの持続的な成長を実現するべく、ベンチャーキャピタル子会社である「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を通じて「アイキューブド１号投資事業有限責任組合」を設立し、スタートアップ投資を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CLOMO事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,628,799	120,991	3,749,791	-	3,749,791
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,628,799	120,991	3,749,791	-	3,749,791
セグメント利益 又は損失()	930,277	25,198	905,079	-	905,079
セグメント資産	4,683,719	363,029	5,046,748	608,000	4,438,748
その他の項目					
減価償却費	353,375	-	353,375	-	353,375
のれんの償却額	52,628	-	52,628	-	52,628
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	238,579	-	238,579	-	238,579

(注) １．セグメント資産の調整額は、セグメント間の投資と資本の相殺消去等であります。

２．セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

３．当連結会計年度において、ワンピ株式会社を株式取得（2025年1月）により子会社化したため、「CLOMO事業」セグメントに含めております。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、当該企業結合による資産の増加は含めておりません。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CLOMO事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,440,721	-	4,440,721	-	4,440,721
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	4,440,721	-	4,440,721	-	4,440,721
セグメント利益 又は損失()	1,260,400	89,958	1,170,442	-	1,170,442
セグメント資産	5,373,783	401,382	5,775,165	588,400	5,186,765
その他の項目					
減価償却費	253,127	-	253,127	-	253,127
のれんの償却額	77,689	-	77,689	-	77,689
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	296,366	-	296,366	-	296,366

(注) 1. セグメント資産の調整額は、セグメント間の投資と資本の相殺消去等であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CLOMO事業			投資事業	合計
	CLOMO MDM	CLOMO SECURED APPS	その他	投資	
外部顧客への売上高	3,012,980	151,175	464,644	120,991	3,749,791

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,726,606	CLOMO事業

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CLOMO事業			投資事業	合計
	CLOMO MDM	CLOMO SECURED APPS	その他	投資	
外部顧客への売上高	3,467,953	158,723	814,043	-	4,440,721

(注) 当連結会計年度より、より適切な表示を目的として、サービス提供形態に基づく区分の見直しを行い、従来「TRUST DELETE」として集計していた収益は、「CLOMO MDM」及び「その他」へ組み替えて表示しております。具体的には、CLOMO MDMのオプションサービスである「CLOMO アドバンスドワイプ secured by TRUST DELETE」を「CLOMO MDM」へ、それ以外のサービスを「その他」へ区分しております。この結果、前連結会計年度において表示していた、「TRUST DELETE」282,178千円は、「その他」へ組み替えて表示しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	2,101,231	CLOMO事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	CLOMO事業	投資事業	計		
当期末残高	181,258	-	181,258	-	181,258

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	CLOMO事業	投資事業	計		
当期末残高	105,316	-	105,316	-	105,316

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	523.80円	623.24円
1 株当たり当期純利益	109.62円	149.36円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	108.66円	147.64円

(注) 1. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度 - 株、当連結会計年度 14,600株)。また、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度 - 株、当連結会計年度 1,275株)。

2. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	558,635	730,116
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	558,635	730,116
普通株式の期中平均株式数(株)	5,096,152	4,888,208
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	45,046	57,047
(うち新株予約権)(株)	(45,046)	(57,047)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数4,990個)	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数1,840個)

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度末 (2026年 6 月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,860,908	3,386,709
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	301,296	347,386
(うち新株予約権)(千円)	(8,802)	(13,485)
(うち非支配株主持分)(千円)	(292,494)	(333,901)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,559,612	3,039,323
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	4,886,582	4,876,682

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,127,906	4,440,721
税金等調整前 中間(当期)純利益 (千円)	688,263	1,155,654
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	432,678	730,116
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	88.51	149.36

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,256,807	1,660,959
売掛金	364,152	449,255
前払費用	94,839	147,555
その他	4,743	4,060
流動資産合計	1,720,543	2,261,829
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,889	18,533
工具、器具及び備品	14,532	12,481
有形固定資産合計	35,422	31,014
無形固定資産		
商標権	6,548	5,679
ソフトウェア	181,080	132,096
ソフトウェア仮勘定	72,912	206,923
無形固定資産合計	260,541	344,699
投資その他の資産		
投資有価証券	366,703	403,938
関係会社株式	658,324	658,324
関係会社出資金	329,284	408,365
長期前払費用	8,417	16,267
繰延税金資産	245,136	246,063
その他	31,592	25,239
投資その他の資産合計	1,639,459	1,758,198
固定資産合計	1,935,423	2,133,912
資産合計	3,655,967	4,395,742

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	47,690	81,769
未払金	146,205	200,585
未払費用	71,675	76,518
未払法人税等	176,302	225,341
契約負債	477,175	542,575
預り金	8,299	10,841
賞与引当金	91,349	122,271
株主優待引当金	7,502	6,868
流動負債合計	1,026,201	1,266,771
固定負債		
株式給付引当金	-	9,530
固定負債合計	-	9,530
負債合計	1,026,201	1,276,301
純資産の部		
株主資本		
資本金	414,068	417,209
資本剰余金		
資本準備金	314,068	317,209
資本剰余金合計	314,068	317,209
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,592,567	3,078,995
利益剰余金合計	2,592,567	3,078,995
自己株式	703,534	733,471
株主資本合計	2,617,170	3,079,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,793	26,012
評価・換算差額等合計	3,793	26,012
新株予約権	8,802	13,485
純資産合計	2,629,765	3,119,440
負債純資産合計	3,655,967	4,395,742

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	3,267,057	3,727,060
売上原価	1 797,077	1 711,844
売上総利益	2,469,980	3,015,216
販売費及び一般管理費	1 , 2 1,531,102	1 , 2 1,857,289
営業利益	938,878	1,157,926
営業外収益		
受取利息	867	2,759
為替差益	185	-
助成金収入	-	660
雑収入	625	422
営業外収益合計	1,677	3,842
営業外費用		
固定資産除却損	12,697	127
投資事業組合運用損	77,836	68,619
雑損失	656	1,333
営業外費用合計	91,190	70,079
経常利益	849,366	1,091,688
税引前当期純利益	849,366	1,091,688
法人税、住民税及び事業税	301,795	362,234
法人税等調整額	28,572	11,148
法人税等合計	273,222	351,085
当期純利益	576,143	740,603

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	193,362	21.2	232,025	26.0
経費		719,442	78.8	659,483	74.0
当期総製造費用		912,804	100.0	891,509	100.0
ライセンス売上原価		107,082		123,812	
合計	2	1,019,886		1,015,322	
他勘定振替高		222,809		303,477	
売上原価		797,077		711,844	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	302,379	343,888
減価償却費	311,856	187,271
通信費	102,883	126,544

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	222,584	287,856
その他	225	15,621
計	222,809	303,477

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算であり、労務費及び一部の経費については予定原価を用い、原価差額は調整計算を行っております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	413,018	313,018	313,018	2,179,738	2,179,738	299,174	2,606,601
当期変動額							
新株の発行	-	-	-				-
新株の発行（新株予約権 の行使）	1,050	1,050	1,050				2,100
剰余金の配当				163,314	163,314		163,314
当期純利益				576,143	576,143		576,143
自己株式の取得						404,360	404,360
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	1,050	1,050	1,050	412,828	412,828	404,360	10,568
当期末残高	414,068	314,068	314,068	2,592,567	2,592,567	703,534	2,617,170

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,090	1,090	6,486	2,614,178
当期変動額				
新株の発行				-
新株の発行（新株予約権 の行使）				2,100
剰余金の配当				163,314
当期純利益				576,143
自己株式の取得				404,360
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	2,703	2,703	2,315	5,018
当期変動額合計	2,703	2,703	2,315	15,587
当期末残高	3,793	3,793	8,802	2,629,765

当事業年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	414,068	314,068	314,068	2,592,567	2,592,567	703,534	2,617,170
当期変動額							
新株の発行	2,488	2,488	2,488				4,976
新株の発行（新株予約権 の行使）	652	652	652				1,305
剰余金の配当				254,174	254,174		254,174
当期純利益				740,603	740,603		740,603
自己株式の取得						29,937	29,937
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,140	3,140	3,140	486,428	486,428	29,937	462,772
当期末残高	417,209	317,209	317,209	3,078,995	3,078,995	733,471	3,079,942

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	3,793	3,793	8,802	2,629,765
当期変動額				
新株の発行				4,976
新株の発行（新株予約権 の行使）				1,305
剰余金の配当				254,174
当期純利益				740,603
自己株式の取得				29,937
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	22,218	22,218	4,683	26,902
当期変動額合計	22,218	22,218	4,683	489,674
当期末残高	26,012	26,012	13,485	3,119,440

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～12年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の主軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。

顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

当社が代理人としてサービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(追加情報)

(株式付与ESOP信託)

「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表 (1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
短期金銭債務	5,491千円	3,931千円

(損益計算書関係)

１ 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上原価	23,767千円	48,622千円
販売費及び一般管理費	2,160 "	12,000 "

２ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
給料及び手当	490,981千円	518,427千円
賞与引当金繰入額	64,918 "	86,054 "
減価償却費	21,776 "	28,061 "
株主優待引当金繰入額	7,502 "	5,438 "
株式給付引当金繰入額	- "	9,530 "
おおよその割合		
販売費	34%	35%
一般管理費	66 "	65 "

(有価証券関係)

子会社株式（関係会社出資金含む）

前事業年度（2025年6月30日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
子会社株式	449,600	628,674	179,074

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式（関係会社出資金含む）	538,009

当事業年度（2026年6月30日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
子会社株式	449,600	799,400	349,800

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式（関係会社出資金含む）	617,089

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	27,824 千円	38,344 千円
減価償却費	184,540 "	174,418 "
未払事業税	7,564 "	11,005 "
株式報酬費用	15,859 "	17,075 "
その他	17,530 "	23,625 "
繰延税金資産小計	253,319 千円	264,468 千円
評価性引当額	6,521 "	6,521 "
繰延税金資産合計	246,798 千円	257,947 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,661 千円	11,884 千円
繰延税金負債合計	1,661 千円	11,884 千円
繰延税金資産純額	245,136 千円	246,063 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.75%	- %
住民税均等割等	0.30%	0.23%
税額控除	2.27%	2.17%
留保金課税	3.01%	3.03%
その他	0.07%	0.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.17%	32.16%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	35,172	-	-	2,356	35,172	16,639
	工具、器具及び備品	48,919	7,516	1,658	9,278	54,777	42,296
	計	84,092	7,516	1,658	11,635	89,950	58,936
無形固定資産	商標権	8,690	-	-	868	8,690	3,010
	ソフトウェア	286,398	153,845	-	202,829	440,243	308,147
	ソフトウェア仮勘定	72,912	287,856	153,845	-	206,923	-
	計	368,000	441,701	153,845	203,698	655,856	311,157

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	CLOMO PANEL Modernization - Settings Phase8	20,204千円
	CLOMO PANEL Modernization - Applications	17,957 "
	Windows アプリインストール機能 Phase1 (PANEL)	14,815 "
	Windows アプリインストール機能 Phase1 (MDM Agent)	10,026 "
ソフトウェア仮勘定	SecuredContacts for iOS .NET MAUI 版開発	32,264 "
	SecuredBrowser for iOS Swift 版開発	18,803 "
	SecuredContacts for Android .NET MAUI 版開発	16,245 "
	Windows アプリインストール機能 Phase3 (PANEL)	13,890 "
	iOS宣言型デバイス管理対応 - アプリ管理	13,063 "
	SecuredBrowser for Android Kotlin 版開発	12,337 "
	Windows BitLocker対応	11,679 "
	Windows アプリインストール機能 Phase3 (MDM Agent)	10,779 "

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 除却	1,004千円
ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替 (サービス提供のためのソフトウェア)	153,845 "

なお、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替は開発プロジェクト会議のリリース認証時点で行っております。

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	91,349	122,271	91,349	122,271
株主優待引当金	7,502	6,868	7,502	6,868
株式給付引当金	-	9,530	-	9,530

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 7 月 1 日から翌年 6 月30日						
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から 3 か月内						
基準日	毎年 6 月30日						
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年 6 月30日						
1 単元の株式数	100株						
単元未満株式の買取り							
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部						
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社						
取次所	-						
買取手数料	無料						
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.icubedsystems.com/						
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象となる株主様 毎年 6 月末日、12月末日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式100株 (1 単元) 以上保有されている株主様を対象。 (2) 株主優待の内容 対象の株主様に対して、保有株式数に応じたデジタルギフトを贈呈いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th><th>優待内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上 300株未満</td><td>デジタルギフト 1,000円分</td></tr> <tr> <td>300株以上</td><td>デジタルギフト 5,000円分</td></tr> </tbody> </table> (3) 贈呈時期 6 月末日、12月末日を基準日として、各基準日から 3 か月以内を目途に発送いたします。なお、6 月末日を基準日とする株主優待の発送は、定時株主総会決議通知に同封して発送する予定です。	保有株式数	優待内容	100株以上 300株未満	デジタルギフト 1,000円分	300株以上	デジタルギフト 5,000円分
保有株式数	優待内容						
100株以上 300株未満	デジタルギフト 1,000円分						
300株以上	デジタルギフト 5,000円分						

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日) 2025年 9 月22日福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年 9 月22日福岡財務支局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第25期中(自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日) 2026年 2 月12日福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2025年 9 月25日福岡財務支局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2025年 5 月14日に提出した、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書

2025年 6 月16日福岡財務支局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 9 月24日

株式会社 アイキューブドシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

金子 一 昭

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

徳 永 陽 一

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズ及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社アイキューブドシステムズにおけるサービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社アイキューブドシステムズ（以下、「会社」という。）は、主としてCLOMO MDM及びCLOMO SECURED APPsサービスを提供しており、サービス提供のために自社でソフトウェア開発を行っている。 当連結会計年度において、サービス提供のためのソフトウェアについて、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへ153,845千円振り替えられている。 サービス提供のためのソフトウェア仮勘定は、開発プロジェクト会議におけるリリース認証時点でソフトウェアに振り替えられ、一定期間にわたり減価償却費として売上原価に費用計上されている。 サービス提供のためのソフトウェアについて、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替時期はリリース予定時期に応じて予め定められているが、実際の振替時期は開発プロジェクトの進捗状況によって前後する。また、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替額は金額的重要性があり、振替時期の違いにより当連結会計年度の減価償却費が大きく変動する。 以上より、当監査法人は会社におけるサービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期に関する内部統制の整備状況及び運用状況について、主に以下の点に焦点を当てて評価した。 ・開発プロジェクト会議における、リリースの可否及びリリース予定時期と実際のリリース時期との整合性に関する承認統制 （２）ソフトウェア仮勘定の振替時期の検証 サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期を検討するため、金額的に重要な開発プロジェクトについて以下の手続を必要に応じて実施した。 ・開発プロジェクト会議議事録を閲覧し、リリース認証の実施状況の検証 ・開発プロジェクト会議で定められたリリース予定時期と実際のリリース時期との整合性の検討 ・開発プロジェクト会議で定められたリリース予定時期と開発プロジェクトの進捗状況の検討 ・開発プロジェクトの進捗状況について、製品開発責任者へ質問 ・開発プロジェクトごとの発生工数の推移分析

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイキューブドシステムズの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイキューブドシステムズが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに

監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月24日

株式会社 アイキューブドシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員	公認会計士	金 子 一 昭
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	徳 永 陽 一
業務執行社員		

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社アイキューブドシステムズにおけるサービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。